

2006年6月28日

SUIGENREN  
DAYORI  
NO.36

# 水源連だより

## 水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

<http://www.suigenren.org/index.html>



06.3.27 「ダムによらない治水・利水を考える県議の会」の

第2回学習会、人吉市・青井神社で160名参加。

### 《目次》

・事務局からの報告	2
・河川整備基本方針小委員会・川辺川ダムを巡る動きから (意見書・第1回~3回小委員会報告)	6
・渡良瀬遊水池の大規模掘削計画を阻止するために	29
・徳山ダム問題 「環境大臣への要望書」ほか	32
・小豆島・寒霞渓の麓「内海ダム」問題の現状	41
・細川内ダム建設反対運動資料館建設について	43
・設楽ダム建設事業環境アセス準備書縦覧始まる	43
・山鳥坂ダム情報	44
・清津川の東電水利権問題	49
・RWESA・Jキャンプインシンポ in 相模川	52
・球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会傍記	53



川辺川ダム問題ブックレット好評発売中、事務局でもあつかっています。

800円+送料160円

# 事務局からの報告

## I 最近の動向

川辺川ダム事業に直接関係する球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会が4月13日に第1回目、5月10日に第2回目、6月6日に第3回目と月一のペースで開かれています。水源連事務局としても水源連発足以来、地元の皆さんと共に川辺川ダム反対運動に関わってきた経過もあり、この問題に現地と連携を取りながら精一杯取り組んでいます。今回の水源連だより36号はこの球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会特集といえます。

ハッ場ダムの予定地では住民の流出がますます進み、住民切り捨ての行政がまかり通っています。来年度にはダム本体工事に直結する川筋の付け替え（転流工）に着手することを国は予定しています。これに対して、ハッ場ダム事業からの撤退を各都県に求める住民訴訟、利根川水系河川整備計画策定への住民参加を求める活動などが進められています。

今年の総会・全国集会は緊張感が高まっている川辺川ダム問題に焦点を当てるとともに、国のダム計画を中止に追い込む実績を重ねている韓国自然保護運動連盟（K F E M）を招待して相互の交流を図ることを考えています。

## II 球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会の状況

### 1 概要

河川整備基本方針検討小委員会は、国土交通省社会資本整備審議会の河川分科会に設置された委員会で、河川法16条に基づき、国が河川整備基本方針を定める前にその原案について審議する機関です。委員の構成は全ての水系の審議に関与する常任委員と、当該水系のみの審議に関与する臨時委員とかなりなっています。臨時委員は、都県の首長（知事）、その水系に詳しい河川工学の専門家、流域関係者（流域市町村の首長、経済界やマスコミ関係者など）です。球磨川水系の小委員会は、それぞれ、熊本県知事・潮谷義子氏、九州大学大学院工学研究院教授・小松利光氏、熊本県人吉市長・福永浩介氏が小委員に任命されています（任命権者は国土交通大臣）。球磨川水系の小委員会の合計22名の委員からなっています。

国は球磨川水系でも、従来と同じ値の基本高水流量（人吉地点で毎秒7,000トン）を踏襲することをきめ、御用学者がほとんどを占める小委員会でそのお墨付きを得ようとしています。

これまでの小委員会では知事は担当課長などの代理を出席させることが殆どでしたが、今回は熊本県知事である潮谷義子氏が最初から出席しています。県内にある有力水系の将来像を決めることが審議されるわけですから、知事本人が出席するのはごく当たり前のことですが、それをきちんと実践しているのは潮谷知事が初めてです。住民討論集会の実績を背景に、流域住民の意思を反映させることなしに基本方針の策定をするべきではない、という潮谷知事の姿勢を高く評価したいと思います。

潮谷知事の委員としてのこの姿勢が、第2回目からの小委員会を「住民討論集会の追体験」（近藤委員長の言葉）の場にしました。「住民討論集会の追体験」というと言葉は良いのですが、その狙いは住民討論集会での反対派住民側の主張を、森林の保水力の共同検証結果などを悪用して、小委員会で徹底的に叩き潰すことにおかれています。

小委員会の多くの委員たちは、球磨川流域の森林の状況と森林水文学の常識とかけ離れた発言を繰

り返し、第3回目の小委員会でも、「森林土壌の生成は100年単位の歳月を要するものであって、昭和40年代の伐採で森林土壌が失われたとしても現在はとても回復しておらず、森林の保水力に変化はない。」とか、「球磨川流域の人工林で間伐されずに放置されたところでも裸地化しているようなところはなく、間伐してもその効果はない。」とかなど、理解しがたい発言が続きました。結論として、森林の保水力の変化と人工林間伐による改善効果を基本高水流量の計算に組み入れることを拒否しました。

「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」ほか52団体は、小委員会を開催する都度に意見書・要望書を小委員会と全委員に提出してきました。しかし、これらの意見書、要望書に関する審議は一切行われていません。これまでの小委員会において委員たちの多くの問題発言や事務局（国土交通省）の説明に対する反論が一切取り上げられていないのです。

私たちは、意見書・要望書提出者の発言と、ディベートな討論を小委員会が保証することを強く求めています。

私たちにできることは「小委員会の議論、御用学者たちの発言が球磨川流域の現状とかけ離れていてどれほど非科学的であるか。」「国が求める基本高水流量の数字は科学的な根拠がなく、非常に過大である。」ことを明らかにし、それをできるだけの多くの球磨川流域の住民、熊本県民、国民に知つてもらうことです。そうすれば、たとえ国が強行突破を図ろうとしても、「地元のことを何にも知らない委員たちが基本方針案にお墨付きを与えた。国がやっていることはまことに不合理だ。」→「球磨川・川辺川は自分たちで守り抜く」という意識が球磨川流域の住民などに強く共有され、国の動きにブレーキがかかっていくでしょう。

各回の小委員会終了後には地元マスコミが潮谷知事を囲んで取材をしています。住民側は、意見書・要望書の中身や、委員会での反論を小委員会で明らかにする機会がないので、第1回目と第3回目の事後および、第3回目の事前に、記者会見を持ちました。地元のマスコミがより正確なことを報道することは、世論喚起に不可欠なことです。

## 2 各小委員会報告

第1回目は4月13日に、第2回目は5月10日に、第3回目は6月6日に開催されました。地元のマスコミ各社も取材にきていました。

各回の小委員会開催に向けて「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」ほか52団体が提出した意見書、各回の小委員会の報告は別掲のとおりです。是非、お読みください。

## III ハッ場ダム問題の状況

### 1 現地の状況

ダム貯水池の周辺に代替地をつくって、水没地区の住民はそこに移転するという「現地再建ずり上がり方式」の生活再建案が1980年に建設省(当時)と群馬県から示され、その代替地への移転を前提として地元住民は1980年代後半にダム計画を事実上容認しました。しかし、そのための代替地の造成は大幅に遅れて未だに出来上がっていない。さらに、一昨年にはじめて示された代替地の分譲価格は法外に高く、多額の水没補償金を得ることができない借地・借家人などの人たちは代替地に移転することが困難になっています。このため、水没予定地では、国の生活再建計画に見切りをつけ、すでに六割以上の人人が転出しており、現在も転出が続いている。

代替地そのものはハッ場ダムの貯水が開始されれば、地滑りが起きる可能性が高いところですが、とにかく、地元では現地での生活再建の夢が破れて、転出が続いており、地元住民を切り捨てる行政

が進められています。

地元ではダムをつくらないでほしいと思っても、そのことを表立って言えない状況になっており、その「声なき声」をどのように今後の運動に反映させていくかが重要な課題になっています。

## 2 裁判の状況

一都五県の住民が一昨年11月に各地方裁判所にハッ場ダムの住民訴訟を起こして早くも1年半以上が経過しました。この訴訟は、各都県が不要かつ有害なハッ場ダム事業に参加して巨額の費用を負担するのは住民に多大な損失を与えるものであるとして、ハッ場ダム事業からの撤退を求めるものです。各地裁では数ヵ月おきに裁判が開かれてきていて、すでにそれぞれ6～8回目の裁判になっています。

被告の各都県側は「国の事業の是非を住民訴訟で問うのは、住民訴訟の範囲を逸脱している」として却下を求め、それに対して原告の住民側は、「ハッ場ダムに対して巨額の費用を負担する各都県は、ハッ場ダムの是非を判断する責任がある」として、ハッ場ダムの是非についての審理に入るように求めてきました。

この本案（ハッ場ダムの是非）に入る前のやり取りは、入口論とか本案前とかという言い方をしますが、今年に入ってようやく入口論は横において、中身の議論に入ってきた。ただし、入口論の決着がついたのではなく、中身のことも聞かないと入口論の判断もできないという各地裁の考え方によるものです。

ということで、住民側は各地裁で、治水、利水の両面においてハッ場ダムが各都県にとってどれほど不要なものであるかを具体的なデータで明らかにした書面を順次提出し、その陳述を行ってきてています。陳述は、パワーポイントによる映像を使って弁護士または原告が行っていますが、それぞれわかりやすく迫力があってなかなか好評です。治水、利水に統いてダムサイトの危険性、環境問題の書面も順次提出されつつあります。被告もこの詳細な書面に対して反論せざるを得ないでしょうから、裁判は必然的にハッ場ダムの是非という本案の審理に入ることになると思います。

## 3 利根川流域市民委員会

利根川水系河川整備基本方針が今年2月に策定されたのに伴って、関東地方整備局と各事務所（9事務所）が利根川水系河川整備計画の策定作業を進めています。今年度には河川整備計画の原案が示され、住民の意見を聴くなどの手続きが進められることになっています。

利根川水系河川整備基本方針は現実性がなく、意味のないものあることは前号で述べたとおりですが、一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川事業の内容を定めるものですから、現実的な意味を持ちます。

河川整備計画は流域住民の安全と河川の環境を真に守ることができる計画でなければならないはずですが、官僚たちにまかしておくと、大規模工事を行うことを自己目的化した計画になってしまふことは必至です。国はハッ場ダムなどの大規模事業を河川整備計画に入れることを予定しています。

利根川水系においてこれからどのような流域委員会が設置されていくのか、また、住民の意見の反映がどのように行われるのか、全く予断を許しません。このままでは住民の意見を聴くポーズをとるだけで終わってしまうことが予想されます。そうならないようにするために、私たち住民の意見を関東地方整備局に対してどしどしうつしていくことが必要です。

利根川流域の住民の声を結集して、住民の参加が保障される流域委員会を設置させる運動を展開するため、利根川流域市民委員会を発足させることになりました。

4月16日に第1回会議、6月3日に第2回会議（6月3～4日は利根川の上流から下流までの現地見学会）を開きました。まもなく、発足宣言を出す予定です。

（お知らせ）

加藤登紀子さんが、利根川下流に暮らす一人の人間として、ハッ場ダム問題に翻弄されてきた地元の人々の思いを首都圏の人々へつなげたいと、協力を申し出られ、下記のイベントが開かれることになりました。関心をお持ちの方は是非、ご参加ください。

ライブ&トーク「加藤登紀子と仲間たちが唄う ハッ場いのちの輝き」

10月9日（祝） 15：00～17：00

日本青年館大ホール（東京の神宮外苑 横）

出演者（敬称略） 加藤登紀子

永六輔

野田知佑

大熊孝 ほか

事務局連絡先 ハッ場ダムを考える会 TEL 090-4612-7073

FAX 027-253-2005

### III 2006年度の総会・全国集会の考え方

川辺川ダムに焦点を当てた現地集会を人吉で開催する方向で検討しています。この現地集会で、国のダム政策を住民の力で変えてきている韓国の環境運動連盟（KFME）を招待することも含め、熊本の皆さんと一緒に検討しています。

全国集会、総会、KFMEとの交流会、官公庁への申し入れなどを行うとして、10月28日～30日を予定しています。現在はKFMEに基本的な同意をいただけるか問い合わせているところです。

10月末頃は利水問題に一定の方向性が見出され、川辺川ダム基本計画変更が俎上に上がる時期でもあると地元は見えています。基本計画の変更の前提として、国は球磨川水系河川整備計画の策定を進めていくことが予想されます。河川整備計画の策定と基本計画の変更に対応する態勢の確立がダム反対派にとって必要になります。

水源連としても、このような状況を想定し、隣の国・韓国のダム反対運動からその勝利への道を直接学び、両国ダム反対運動の交流を図ることも含め、今年の全国集会・総会を熊本の皆さんと共同で準備したいと思っています。

# 河川整備基本方針検討小委員会・川辺川ダムを巡る動きから

2006年4月 日

社会资本整備審議会河川分科会

河川整備基本方針検討小委員会

委員長 近藤 徹 様

委 員 各位

## 「球磨川水系河川整備基本方針の策定」に関する意見書

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島康  
(川辺川ダム反対52住民団体代表連絡先)

新聞報道によれば、4月13日(木)に球磨川水系河川整備基本方針に関する検討小委員会が開かれることになっています。球磨川における最大の問題は川辺川ダム問題です。その支流・川辺川に建設される予定の川辺川ダムは川辺川の清流を台無しにしてしまうだけでなく、球磨川の自然に多大な影響を与えるため、流域ではダム建設反対の声が大きく広がっています。世論調査でも県民の多数が川辺川ダムの建設に反対しています。そこで、2001年12月からは住民側の専門家と国土交通省との間で川辺川ダムの是非、基本高水流量および計画高水流量の妥当性をめぐって住民討論集会が繰り返し開かれてきました。一方で、川辺川ダムを前提としたかんがい用水事業は裁判で違法性が指摘されて国の敗訴となり、それとともに、ダム建設のための漁業権等の強制収用に関する収用委員会では国が申請を取り下げて、ダム計画は白紙に戻る状態になってきています。

今回、検討小委員会で審議する球磨川水系河川整備基本方針はこの川辺川ダム問題に密接に関わるものでありますので、その審議は川辺川ダム問題についての経過と現状、背景を十分に把握したものではなければなりません。

つきましては、球磨川水系河川整備基本方針の審議に当たって私たちの意見書を提出しますので、それを踏まえて審議されることを要望します。

さらに、委員会としてパブリックコメントを求め、その意見提出者と河川管理者が議論できる場を提供することを強く要望します。

### 1 「川辺川ダムを考える住民討論集会」の住民側専門家との議論の場を設けること

熊本県では川辺川ダムの是非をめぐって、国土交通省、熊本県、住民側との間で2001年12月より延べ9回の住民討論集会が開かれ、2年前からは住民討論集会の次のステップとして森林の保水力に関する現地共同検証が行われてきました。基本高水流量や森林の保水力、現行の治水計画の問題点などについて、広く専門的な議論が行われてきました。そのような議論が積み上げられてきたにもかかわらず、それを一方的に無視して、国土交通省が検討小委員会に基本高水流量等の判断をゆだねてしまうのは断じて許されることではありません。2001年12月から続けてきた議論を白紙に戻すようなことはあってはなりません。あくまで、住民討論集会の議論を基礎にして検討小委員会の審議を行うべきです。検討小委員会として、住民討論集会の住民側の専門家を招いて基本高水流量の妥当性等について科学的な議論が行える場を設けることを要望します。

## **2 球磨川の基本高水流量はひどく過大である。**

球磨川の工事実施基本計画は今から40年前の1966年に策定されたものです。この治水計画の基本高水流量(80年に1回の最大洪水流量)はひどく過大な数字です。当時は観測データが少なく、今や時代遅れとなつた単位図法という流出モデルを用いたため、基本高水流量の計算には基本的な誤りがあります。また、当時は森林の大面積皆伐が行われ、森林の保水力が大きく低下していた時代でした。その後の森林の生長による保水力の向上を踏まえ、その後蓄積された観測データを加えて新しい手法で計算すれば、80年に1回の最大洪水流量はかなり小さな数字になります。そのことを具体的に示すのは最近の洪水の実績流量です。計画では、「流域で2日間に440ミリの降雨があれば人吉地点で毎秒7000トンの洪水が発生するので川辺川ダムが必要」となっていますが、昨年9月の台風14号では440ミリ程度の降雨があったにもかかわらず、毎秒4300トンしか流れませんでした。さらに、人工林の間伐で針広混交林を進め、保水力の一層の向上をはかれば、より小さな流量におさえることができます。

新しい治水計画では工事実施基本計画の基本高水流量を踏襲するのではなく、科学的な根拠がある、もっと小さな基本高水流量を設定すべきです。

## **3 球磨川の河道整備の遅れを解消すべきである。**

球磨川では川辺川ダムの工事に河川予算の大半が注ぎこまれてきたため、河道整備の進捗がないがしろにされてきました。一昨年の台風24号や昨年の台風14号では改修工事がひどく遅れている球磨村等の中流部や、人吉周辺の無堤防地区などで洪水被害がありました。川辺川ダムの工事に投じられた予算の一部を河道整備に回すことができていれば、洪水被害に会うことはありませんでした。私たちは被害住民の意向調査を行ってみましたが、そのほとんどの方が望んでいることは川辺川ダムの建設ではなく、河道整備を速やかに実施することでした。治水対策のほとんどを川辺川ダムに依存するという異常な現行の治水計画が大きな歪みをもたらし、洪水被害を発生させているのです。

新しい治水計画は、県民の多数が反対する川辺川ダムではなく、河道整備を基本に据えたものを策定すべきです。

## **4 川辺川ダム計画は白紙の状態になっている。**

冒頭で述べたように、川辺川ダムを前提としたかんがい用水事業は裁判で違法性が指摘されて国の敗訴となり、それとともに、ダム建設のための漁業権等の強制収用に関する収用委員会では国が申請を取り下げました。その結果、現在、川辺川ダム計画は白紙の状態になってきています。熊本県民の多くは、川辺川ダム計画はすでに終わつたものだという受け止め方をしています。

検討小委員会においては、この川辺川ダム問題の現状を十分に認識して審議されることを要望します。

---

# **第1回球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会報告**

4月13日当日の状況を目の当たりにして感じたことは、「この球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会は事前から高い関心が寄せられている」ということである。

とにかく、今までの小委員会とはまったく異なったものであった。

当日の事務局からの配布資料は<http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/060413/060413.html>

に掲載されている。

(議事録は<http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/060413/060413-1.html>)

## I. 4月13日小委員会の状況

### 1.この小委員会は関心を集めていた。

#### (1)事前の告示

事務局が球磨川水系の小委員会開催を知らせるHPから、多くの傍聴者があることを事務局があらかじめ想定していたことが知れる。

#### (2)マスコミ監視と現地からの傍聴

マスコミ数社が小委員会会場入り口廊下にテレビカメラを設置し、会場に入る委員たち一人一人を撮影していた。このようなことは初めてのことであり、関心の高さ・ことの重大さを委員たちは認識したであろう。

#### (3)多くの傍聴者

はるか熊本から多数の住民が傍聴した。

そのほか、住民サイドの傍聴者も多かった。

傍聴者が多いこと、多くのマスコミの存在、ともに委員たちには強い圧力になったと思われる。

#### (4)関心を集めた理由

- 1.基本方針内容が川辺川ダム計画に新たな法的根拠を与えてしまうこと。
- 2.川辺川ダム問題が球磨川水系のあり方として地元で大きな問題になっていること。
- 3.臨時委員である県知事自身が出席すること。

流域での反対運動が大きな脚光を浴びていることの証明である。

### 2.住民サイドから3つの意見書

小委員会開催当日よりも数日の余裕を持って意見書が提出されていた。

当日の小委員会では「やつしろ川漁師組合」及び「美しい球磨川を守る市民の会」の意見書が配布されず、「県民の会ほか52団体」の意見書のみが配布されていた。この誤りについてはきちんとした対応を事務局に約束させねばならない。

これらの意見書は、知事の発言を裏付ける大きな役割も果たした。

逆の言い方をすれば、これらの意見書が事前に出されたことが報道されていたことにより、知事が迫力を持った発言ができたと言えるのではないか。

### 3.会議の進行（大略）

会議のおおまかな進行を以下に記す。

#### (1)事務局（国土交通省河川局河川計画課）からの説明

- ①当該小委員会についての説明
- ②「球磨川水系の特徴と課題」についての説明

#### (2)委員からの発言、事務局からの説明

近藤委員長が「意見書が出ているのでそれを参考にしながら意見を求める」とし、委員に意見を求めた。

#### (3)次回の予告

次回は5月10日 13:00～15:00

中央合同庁舎第3号館（国土交通省）11階特別会議室

## II.事務局が明らかにしたこと

### 1.基本高水の検討について

#### (1)基準地点を一地点に変更

基準地点を人吉・横石の二地点から人吉のみの一地点とする。

#### (2)計画降雨量を48時間降雨量から12時間降雨量に変更

1/80年 : 262mm/12h

1/100年 : 268mm/12h

1/150年 : 279mm/12h

#### (3)引き伸ばしの結果、S40.7、S47.6洪水は対象外とする。

#### (4)流出モデルの変更

これまで単位図法を用いていたが、今回は貯留閑数法を採用

#### (5)流出計算結果

S30.9洪水からH17.9洪水まで10洪水について引き伸ばした結果。

1/80 1/100

4000～6997m<sup>3</sup>/秒 4130～7200m<sup>3</sup>/秒

#### (6)流量確率法による検証

S28～H17のデータを使用し、

1/80 1/100

6001～7159m<sup>3</sup>/秒 6211～7523m<sup>3</sup>/秒

#### (7)実績の流域湿润状態と実績降雨の重ね合わせによる検証

昭和47年6月の流域の湿润状態に昭和40年7月の実績の降雨を重ね合わせた。

5665→6694m<sup>3</sup>/秒へ増加した。

## III.議事の進行

「土砂の流出対策が大切。山の荒れ方を知りたい。」「意見書で「ダムありき」で河道整備が遅れているとの指摘がある。流域住民が何を考えているのか知りたい。世論調査の結果があれば提出を」という至極当然の意見も出された。

なんと言っても圧巻であったのは、熊本県知事としての潮谷委員の発言である。

住民討論集会の経過を紹介し、県の姿勢と重ね合わせて住民討論集会が果たして来た役割を明らかにした。その主旨は、①住民討論集会は川辺川ダム事業に関する理解が流域住民に得られていないことに対する説明責任として開催したこと、②現在未だ理解が得られていないこと、③基本方針はその水系のあり方を決めるものであるから十分な検討が必要であり、双方の主張の根拠を尊重すること、などである。

この発言に基づき、次回からは「討論集会の追体験」（近藤委員長の言葉）を行うことになった。

潮谷委員は熊本県知事として、次回までに、住民討論集会での論点整理、森林保水力共同検証結果、世論調査結果などを提供することを約束した。

## V.次回審議事項

住民討論集会の追体験が主になる。

### 1.事務局の宿題

- (1)治水安全度 80分の1、100分の1
- (2)八代の状況、中流部の状況、上流部の状況

### 2.熊本県の宿題

- (1)住民討論集会の論点整理
  - (2)森林の保水力共同検証結果報告
  - (3)県民の意向調査結果
- 

2006年5月2日

社会資本整備審議会河川分科会

河川整備基本方針検討小委員会 委員長 近藤徹 様

委員 各 位

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康

(川辺川ダム反対 52住民団体代表連絡先)

〒860-0073 熊本市島崎4-5-13

TEL:070-5273-9573 FAX:020-4668-3744

## 「球磨川水系河川整備基本方針の策定」に関する意見書(その2)

5月10日に「球磨川水系河川整備基本方針に関する検討小委員会」が開かれますので、それに先立ち、下記のとおり、意見書を提出します。今回の意見書は前回4月13日の委員会配付資料における基本高水流量関係の内容を検討した結果を記しました。意見書の1と2では国土交通省の計算方法の問題点、3と4では基本高水流量の妥当な値について論及しました。委員会においてはこの意見書の内容を十分に踏まえて審議されることを要望します。

なお、前回提出した意見書の内容もまだ委員会で審議されておりません。前回の意見書もお送りしますので、それについても十分に審議されることを要望します。

球磨川水系河川整備基本方針は、県民の多数が反対している川辺川ダム計画に密接に関わるものでありますので、その審議は川辺川ダム問題についての経過と現状、背景および「川辺川ダムを考える住民討論集会」における議論の経過を十分に把握したものではなければなりません。前回の委員会で委員長から「川辺川ダムを考える住民討論集会」を追体験したいという発言がありました。その発言を具体化する最も有効な手段は、「住民討論集会」の住民側専門家を委員会に招いて十分に議論する場を設けることです。このことも強く要望します。

記

### 1 基本高水流量の計算方法の非科学性を覆い隠すための計算の前提の変更

前回の資料2(10ページ)において不可解であるのは、基本高水流量の検討計算において洪水の基準点を、従来

の萩原をなくして人吉のみとし、さらに、降雨継続時間を従来の2日間から12時間に変えたことです。他の一級水系でも、洪水の基準点を2カ所にしている例はいくつもあるし(石狩川、天塩川など)、降雨継続時間は2~3日とするのが普通です。1日という水系もありますが、12時間というのは極めてまれなケースです。それにもかかわらず、なぜ、そのような計算の前提の変更を行ったかというと、それには理由があると考えられます。

それは、基本高水流量の計算方法の非科学性を覆い隠す必要があったからに他なりません。

1966年に策定された工事実施基本計画の基本高水流量は、1/80の2日雨量を人吉上流440mm、萩原上流380mmとして、単位図法で求めたものです。単位図法は仮定があまりにも単純であるため、今では小流域を除けば使われない流出計算法であって、その計算結果には基本的な疑問が投げかけられていました。

当時は降雨量の観測データがあまり多くありませんでしたが、その後、降雨量の観測データが蓄積されることにより、新しいデータで人吉上流と萩原上流の1/80の2日雨量を求めるとき、それぞれ552mm、535mmとなっています〔注1〕。工事実施基本計画策定時と比べると、それぞれ1.25倍、1.41倍ですから、同じ単位図法を使って計算すれば、基本高水流量がこの比率以上に跳ね上がって、ひどく大きな数字になってしまいます(人吉は毎秒7,000m<sup>3</sup>から8,750m<sup>3</sup>以上へ、萩原は9,000m<sup>3</sup>から12,700m<sup>3</sup>以上へ)。これではこの計算方法の精度に対して根本的な疑問が生じてしまいます。従来の基本高水流量には科学的な根拠があると国土交通省が言い張っていましたが、その計算方法はこのようにあやふやなものなのです。

そこで、従来の基本高水流量の非科学性が露呈してしまうことを恐れた国土交通省が今回とった方法は計算の前提を変えてしまうことでした。それは次のようなことだと考えられます。「降雨継続時間を1日に変更するだけでは、人吉上流と萩原上流の1/80雨量は現時点ではそれぞれ377mm、372mmであるから〔注1〕、工事実施基本計画策定時の2日間の1/80雨量に近く、矛盾が露呈しまう。そこで、降雨継続時間を12時間雨量にする。しかし、萩原は洪水到達時間が長く、12時間雨量を適用できない。そこで、基準点から萩原を除いて人吉だけの計算にする。」

以上のような理由で、今回、洪水の基準点が人吉のみとなり、さらに、降雨継続時間が従来の2日間から12時間に変更されたと考えられます。新しいデータによる人吉の1/80の12時間雨量は268mmとなり、従来の1/80の2日雨量440mmとの矛盾は分からぬようになっています。

国土交通省はこのような策を弄するのではなく、従来の基本高水流量の計算が非科学的であったことを率直に認めるべきです。もし国土交通省が上記の推論が事実無根であると主張するならば、現時点のデータを用いて工事実施基本計画の策定時と同じ手法で基本高水流量が求めたら毎秒何m<sup>3</sup>となるのか、その計算結果を示すべきです。

〔注1〕 九州地方整備局の「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」125ページによる(参考1)。前回の資料2の10ページと同様に、1953年以降の雨量データを使用した場合の値である(ただし、1996年まで)。なお、同報告書の79ページには(工事実施基本計画策定時と同様に)1927年以降の雨量データを用いた1/80の2日雨量の計算結果も示されていて、それは人吉495mm、萩原470mmであり、1953年以降のデータを用いた場合よりも小さくなっている、人吉は10%小さい(参考2)。したがって、前回の資料2では人吉の12時間雨量は268mmとなっているが、1927年以降の雨量データを使うと、それより10%小さい値、すなわち、240mm程度になると推測される。この240mm程度の値を使えば、当然のことながら、前回の資料2の11ページにおける貯留関数法のピーク流量計算結果は10%以上小さくなる。そのように前回の資料で示された基本高水流量の検討値は雨量データの恣意的な選択で大きくなっている。

## 2 おかしな貯留関数法の計算

今回は人吉地点について1/80および1/100の12時間雨量を使って貯留関数法により、洪水の流出計算が行

われました。貯留関数法は単位図法のように手法そのものが誤っているということはありませんが、所詮はモデルですから、実際の洪水の流出をきちんと再現できるような係数が設定されなければ、計算結果に意味がありません。ところが、前回の資料2の11ページにおける過去の主要洪水についての計算結果をみると、その計算精度に首を傾げざるを得ません。別紙の図1(7ページ)は、この計算による12時間雨量の引き伸ばし率と、洪水ピーク流量の引き伸ばし率をプロットしたものです。洪水ピーク流量の引き伸ばし率は今回の計算流量を実績流量(氾濫等戻し流量〔注2〕)で割ったものです。この図をみると、1965年、1972年洪水以外は、ピーク流量の引き伸ばし率が降雨量の引き伸ばし率にほぼ等しいか下回っています。大幅に下回っているのが4洪水もあります。

雨量の引き伸ばし計算を行えば、基礎雨量の分より雨量増加分の流出率が高くなりますので、ピーク流量の引き伸ばし率が降雨量の引き伸ばし率より大きくなるべきですが、今回はほとんどの洪水ではそのようにはなっていません。これは、実際の洪水流量を再現できるように、貯留関数法のモデルの係数が正しく設定されていないことを意味しています。

そして、1972年のみは降雨量の引き伸ばし率が1.3倍なのに、ピーク流量が1.8倍にも跳ね上がって毎秒約7,000m<sup>3</sup>にもなり、それが基本高水流量の根拠になるようになっていますが、流出モデルの信頼性がないのですから、その計算結果の信頼性もありません。

このように、実際の洪水流量を再現できないような貯留関数法のモデルを使うべきではありません。

なお、資料2の12ページでは、1965年洪水について湿润状態で計算すると、ピーク流量が6,700m<sup>3</sup>になるとされていますが、この計算も同じ貯留関数法のモデルを使っているのですから、その計算結果にも信頼性はありません。更に、1965年7月洪水のピークは少なくとも二日間の降雨の後に出現しているものであり、このピーク発生時は十分に湿润状態であったと考えられます。このような洪水に対して計算上の湿润状態を更に上乗せするというのではありません現実離れした仮定であるといわざるを得ません。

〔注2〕九州地方整備局の「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」14ページによる。ただし、2004年、2005年の実績流量は前回の資料2の7ページによる。

### 3 流量確率法による計算結果の科学的な評価

資料2の12ページでは、流量確率法による人吉地点の計算結果が示され、1/80流量は6,001~7,159m<sup>3</sup>/秒であるとされています。ここでは11の統計手法で計算が行われ、その結果の一つは不適合であるとして、10の手法による計算結果が採用されています。しかし、このような確率計算の結果はもっと科学的に正しく評価することが必要であって、そうすれば、流量確率法による1/80流量を従来の基本高水流量より小さい値に絞り込むことができます。「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」(380ページ)に記載されている同様な計算結果(表1(8ページ))を使ってその絞り込みを行うと、次のようになります。

最初に、各統計の分布関数が対象データにどの程度適合しているかをみるための適合度( SLSC)で評価します。SLSC < 0.03 が満足すべき適合度の判定基準です。( 宝馨「水文頻度解析における確率分布モデルの評価基準」土木学会論文集第 393 号/II-9 1998 年 5 月)

この点について資料2 では  $SLSC > 0.04$  の手法を棄却しているようですが、正しくは  $SLSC > 0.03$  の手法を棄却すべきです。 $SLSC < 0.04$  は 0.03 以下の手法がない場合の次善の判定基準です。そうすると、11 手法のうち、表1 のとおり、2 手法が棄却されます。

次は、偏りのあるデータの影響度をみるために、計算結果の安定性の評価を行います。安定性は、jackknife 法による推定誤差が小さいほど、良好と判断されます。残る 9 手法の中で、この推定誤差が小さいのは、表1 のとおり、対数正規分布( 石原・高瀬法) や 3 母数対数正規分布( 積率法) であって、これらの手法による 1/80 流量は毎秒約 6,000  $m^3$  です。

このように、前回の資料2 において流量確率法の計算結果を科学的に正しく評価すれば、1/80 流量は毎秒約 6,000  $m^3$  であると判断されます。

なお、国土交通省が用いる 11 の統計手法にはもともと使用すべきではないものも含まれていますので、それらを表2 ( 8 ページ) に記しておきます。

#### 4 森林の生長による山の保水力の向上と放置人工林の適正間伐の効果

住民討論集会では、球磨川流域における森林の状態変化の評価が重要な争点の一つでした。住民側の主張は、「1960 年代後半から 1970 年代にかけて、球磨川の流域では森林の大面積皆伐が行われたことにより、多くの裸山がつくれられ、当時は山の保水力がひどく低下していた。その後、植林が盛んに行われ、森林が生長して保水力が高まっている。工事実施基本計画が策定された 1960 年代後半は大面積皆伐の真っ只中にあり、山の保水力がひどく低下した時代であり、基本高水流量はそれを反映したものになっている。したがって、その後の森林の生長による山の保水力の向上を考慮すれば、基本高水流量はもっと小さな値になる。さらに、放置人工林の適正間伐を進めて針広混交林化を進めれば、基本高水流量をさらに小さい値にすることができる。」というものでした。前回の資料2 のデータでも、この住民側の主張を裏付ける傾向をみることができます。

図2 ( 9 ページ) は前回の資料2 の 11 ページにおける過去の主要洪水の実績および引き伸ばし後の 12 時間雨量とピーク流量との関係をプロットしたものです[ 注3 ]。降雨量とピーク流量は一対一に対応するではありませんが、しかし、多少のばらつきはあっても、それなりの相関関係はあるものです。

ところが、実績値についてみると、1965、71、72、82 年は他の洪水に比べ、降雨量に対してピーク流量がかなり大きくなっています。要するに 1960 年代後半から 1970 年代の近辺までは降雨量に対して洪水が出やすくなっているのです。これは上述のように当時、かなりの面積の森林が皆伐の状態またはその影響が大きく残る状態にあったため、山の保水力がひどく低下していたことを物語っています。

なお、1964 年に関しては、そのような傾向は見られませんが、この年はきちんと観測できた雨量観測所の数がきわめて少ないため、降雨量データの見直しが必要と思われます。

同図において、1972 年の引き延ばし後の計算値が毎秒約 7,000  $m^3$  になっていますが、これも最近の洪水の実績値が比べると、降雨量に対し、かなり上に位置しており、最近の状況に合っていないことがわかります。最近の洪水の実績値を延長して 1 /80 降雨量 268mm のときのピーク流量を読み取ると、毎秒 5,500  $m^3$  以下の値になります。このことからも、森林の生長による山の保水力の向上を考慮すれば、基本高水流量は従来の 7,000  $m^3$  よりかなり小さくなることは明らかです。

そして、最近の人工林は手入れがされていないところが多く、そのような放置人工林では、間伐もされていないために日光も入らず、下草・下層木も生えず、表土の流亡も見られます。そのため、雨水の浸透能も良好ではなく、

強い雨のときは、放置人工林の地面では地表流が頻繁に見られます。そこで、放置人工林の適正間伐を進めて針広混交林、すなわち、針葉樹と広葉樹の混交林に変えていけば、山の保水力をさらに向上させ、洪水ピーク流量をより小さくすることができます。

球磨川の基本高水流量の設定にあたっては、上記のように、森林の生長による山の保水力の向上と、放置人工林の適正間伐による針広混交林化の効果を十分に考慮することが必要です。

〔注3〕実績流量の出典は〔注2〕と同じ。

前回の資料は主に基本高水流量のことについて作成されていましたので、今回は基本高水流量に関する意見を記しました。計画高水流量などについての意見は次回以降に提出します。

参考1 「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」 P.125

参考2 「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」 P.79

表2-4-2 計画降雨量(2日雨量)比較表

評価時点	川辺川流域	人吉上流域	全流域	備考
昭和40年時点 現工実 (S2~S40)	500	440	380	岩井・ハーゼン、ガンベル法の3手法の平均値を採用
現時点 (S2~H9)	495 (492)	495 (495)	470 (467)	SLSC<0.04、SLSCH最小となる2母数L確率法を採用

注) 計画降雨量は計算値を5mmピッチに切り上げた値、( )内は計算値。

表2-5-8 確率雨量一覧表(W=1/80雨量)

流域名	確率雨量(mm)				
	6hr	12hr	24hr	48hr	72hr
横石上流域	175.2 (グンベル)	268.7 (グンベル)	372.2 (グンベル)	534.9 (GEV)	645.3 (グンベル)
川辺川流域	-	-	383.1 (グンベル)	548.7 (グンベル)	646.8 (グンベル)
本川上流域	-	-	405.6 (グンベル)	588.4 (グンベル)	707.0 (グンベル)
人吉上流域	-	-	377.2 (グンベル)	552.2 (グンベル)	641.9 (LP3)
本川下流域	-	-	377.3 (グンベル)	534.1 (グンベル)	638.1 (グンベル)

注) ( )内は採用手法名

図1 降雨量と洪水ピーク流量の引き伸ばし率の関係(1/80の場合)(人吉)

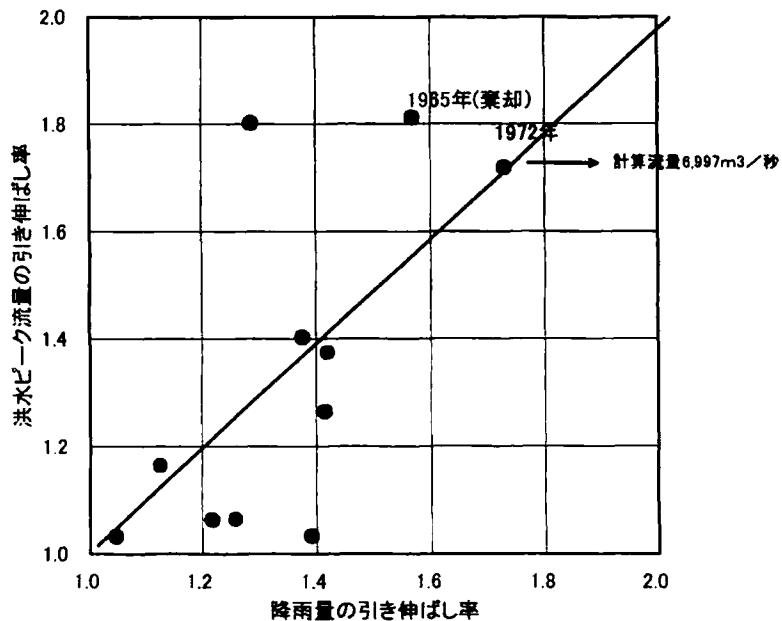


図2 降雨量と洪水ピーク流量の関係(人吉)

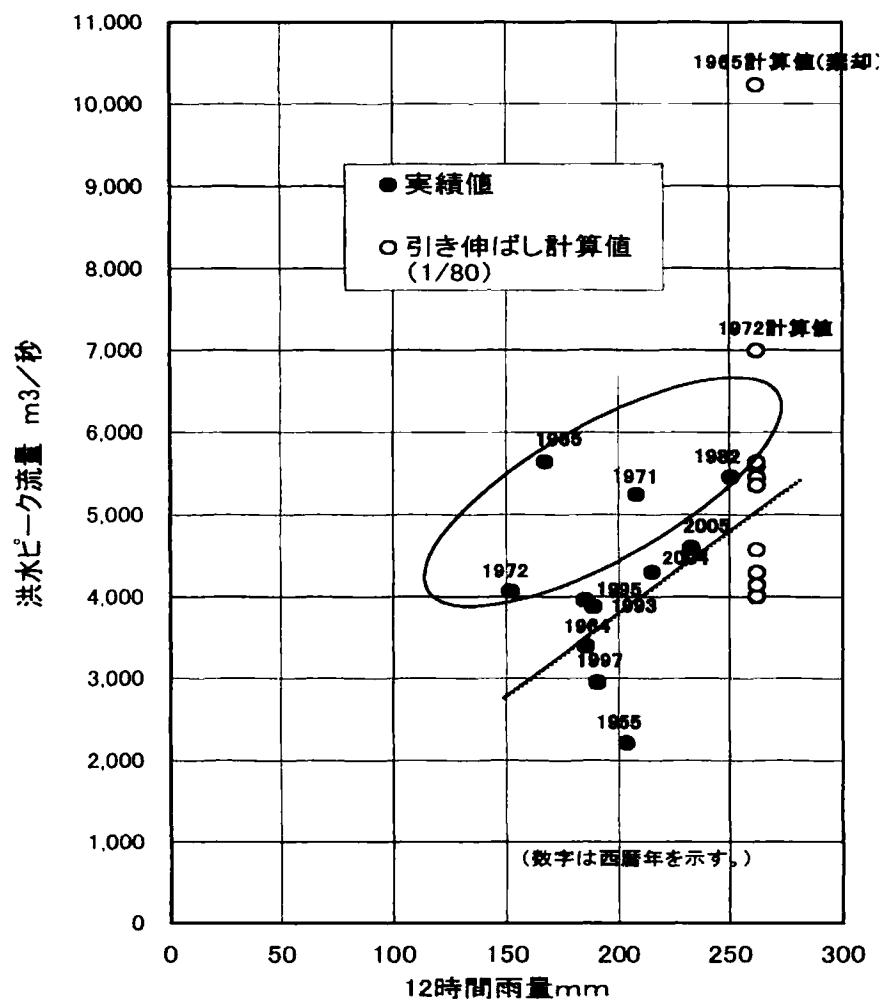


表1 流量確率法による1/80確率流量(入吉)

(単位:適合度以外はm<sup>3</sup>/秒)

	一般正規分布	ツベルク法	指數分布	平方根指數分布	型最大値分布	対数ビアンソニー分布	対数正規分布(岩井法)	対数正規分布(石原・高橋法)	対数正規分布(クオーナタール法)	3母数対数正規分布(標準法)	2母数対数正規分布(標準法)	2母数対数正規分布(山積率法)
1/80確率流量(前回の資料2012ページ)	6,464	6,139	7,920	7,159	6,567	6,577	6,025	6,236	6,001	6,938	6,762	
1/80確率流量	6,374	6,131	7,014	7,213	6,523	6,562	6,051	6,226	6,033	7,014	6,832	
平成12年度排水系治水監査(SLS-C)報告書	0.0269	0.0278	0.0400	0.0311	0.0259	0.0259	0.0283	0.0270	0.0287	0.0260	0.0265	
Pearson法による推定誤差 (計算結果の安定性をみる指標)	863	807	714	777	903	1,012	801	749	598	908	846	

注)流確率法の計算の対象年は前回の資料12ページでは1953~2005年、平成12年度排水系治水監査報告書では1953~1997年である。

表2 流量確率計算に使用すべきではない統計手法

統計手法	理由
2母数対数正規分布(標準法)	本来3母数を使へべきところを2母数にして簡略化しているため、計算値が自動的に大きくなりやすい方法である。
2母数対数正規分布(山積率法)	
指數分布	毎年のデータから比較的短期間の最大値などを求めめる手法であって、長期間の計算手法として不適切である。
平方則指數型最大値分布	より大きい値が導かれるよう計算器された方法であって、右側により長く尾を引く分布形状になっている。

# 球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会（第2回）報告

## I 概略

この日は熊本で行われていた住民討論集会の追体験（前回に近藤委員長が使った言葉）が主目的であった。この追体験なるものが何を意図しているのかが問題であった。

住民討論集会は川辺川ダム計画推進者側と反対派側とがそれぞれのデータ収集と解析を基に同計画についての是非をディベートで討議するものであったことにその特徴がある。住民討論集会の追体験という以上、小委員会が住民側専門家を招致してこのディベートの討議を再現することは必須のことである。

しかし、小委員会はそのようなディベートが画実現されるにはほど遠いもので、御用学者たちが根拠なき無責任な発言を述べるだけのものであった。

これまでの他の水系の河川整備基本方針に関する小委員会は意見書を受け付け、各委員に配布しているだけである。事務局がまとめた資料に基づいた事務局からの説明、それらを基にした小委員会委員の意見陳述、小委員会委員長の判断で終わっている。意見書提出者が説明する機会、委員の意見に対する反論を行う機会が一度も作られたことはない。

今回的小委員会では住民討論集会とそれに付随した森林の保水力共同検証について、A4版約340ページ、A3版23枚におよぶ報告資料が事務局から配布された。しかし、当日入ることはできなかった「基本高水のピーク流量の検討について」に関する資料4「基本高水の検討」には地表流の検証結果を始め、国土交通省サイドのこれまでどおりの主張だけが記載されている。これらの配布資料には重大な事項が欠落している。

当日の事務局からの配布資料は <http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/060510/060510-siryo.html> に掲載されています。

当日の正式な議事録は1ヶ月ほどしてから上記のサイトから検索可能になるはずです。

## II 5月10日 第2回小委員会の状況

### 1. 多数の傍聴者

現地熊本の皆さん、東京周辺の皆さんが傍聴した。

12:30から傍聴者の受付、となっていた。

会議室内に傍聴者に用意された椅子は15。受付開始前にもう満員で会議室に入れない人が続出。入れなかつた人は2階に特設された「第一傍聴室」に廻された。

今回は推進派5人が早くから傍聴者受付に並んでいた。

### 2. 住民サイドから意見書多くの書類を提出

住民サイドからは意見書2通、小委員会運営に関する要望書、福永委員（人吉市長）発言に対する反論をこめた要望書、住民討論集会の報告、ブックレット「川辺川ダムはいらん！」、「台風14号の徹底検証を求める要望書」と検証資料、「住民団体による平成17年台風14号浸水世帯意識調査」が小委員会と各委員に提出されている。

### 3. 会議の進行（大略）

会議のおおまかな進行を以下に記す。

#### （1）事務局（国土交通省河川局河川計画課）からの説明

#### （2）委員からの発言、事務局からの説明

共同検証の実態に多くの問題があり、「人工林では地表流の発生が確認された」という程度のことしかそ

の結果としていえないものであったが、それを悪用して、「森林の保水力が洪水ピーク流量を緩和する」を否定するための発言が相次いだ。「森林の保水力の共同検証結果では、地表流の発生量は降雨量の1%程度で洪水ピーク流量に対しては誤差範囲」「森林の状況によって異常降雨時の流出が影響を受けることはない」という論調であった。

元NHKで土石流の発生などの洪水被害を取材していた伊藤委員は白神山地や阿蘇一宮での事例をあげて、「森林の状況が災害を拡大している。これらの現実をどう説明するのか」と疑義を投げかけた。

潮谷委員は、共同検証の不十分性を踏まえて慎重に審議することを求めた。

しかし、この二人の発言はまったく無視され、事実に基づかない非科学的な発言が第2回目の小委員会の大勢を縮めた。

### (3) 次回の予告

次回は6月6日 10:00～12:00

中央合同庁舎第3号館（国土交通省）11階特別会議室

## III 次回審議事項

10日の残り部分（森林の保水力、基本高水の検討）

### 1. 事務局にだされた宿題

- 委員から要求されたデータの提出
  - 論点の整理
  - 定説と新学説の整理
- 

## II 国土交通省の資料4「基本高水の検討」への反論

5月10日の河川整備基本方針検討小委員会における国交省の配付資料4「基本高水の検討」では、球磨川の基本高水流量（人吉地点）を7,000m<sup>3</sup>/秒とするのが妥当だという結論が述べられています。しかし、この7,000m<sup>3</sup>/秒は科学的に誤った方法で算出されたもので、非常に過大な値ですので、そのことについて説明します。

### 1 国土交通省による7,000m<sup>3</sup>/秒の計算方法

国交省による7,000m<sup>3</sup>の計算方法と検証の手順は次のとおりです。

#### (1) 雨量確率法による算出

雨量確率法によって1/80の洪水ピーク流量（人吉地点）を求めるとき、6,997m<sup>3</sup>/秒が得られた。

##### 計算の手順

- ① 計画基準地点を従来の人吉および横石から人吉のみに変更し、さらに、降雨継続時間を従来の2日から12時間に変更する。
- ② S28-H17の雨量データを用いて人吉地点上流域の1/80の12時間降雨量を求めるとき、262mmである。
- ③ 262mmを過去の12洪水に当てはめて貯留閑数法により、引き伸ばし計算を行い、洪水ピーク流量を求める。

た。

④ 12 洪水のうち、2 洪水は到達時間内等の雨量が 1/500 の確率を超えていたので、棄却すると、残り 10 洪水の中の最大値は昭和 47 年 7 月洪水を引き伸ばした  $6,997\text{m}^3/\text{秒}$  であった。

## (2) 流量確率法による検証

流量確率法によって 1/80 の洪水ピーク流量を求めるとき、 $6,001\text{--}7,159\text{m}^3/\text{秒}$  の範囲の値が得られた。

すなわち、S 28-H17 の人吉地点の年最大流量（氾濫戻し・ダム戻し流量）から 1/80 の流量を 11 の統計手法で求め、その結果から、適合度不良の 1 手法を除くと、9 手法の結果は  $6,001\text{--}7,159\text{m}^3/\text{秒}$  の範囲であった。

## (3) 流域湿润状態を想定した流出計算による検証

過去に実際に生じた流域の湿润状態と実際に起きた主要洪水が重なった場合の洪水ピーク流量を計算したところ、 $6,694\text{m}^3/\text{秒}$  であった。

すなわち、貯留関数法により過去の洪水の検証を行った結果で得られた飽和雨量の最小値（昭和 47 年 6 月洪水の値）を昭和 40 年洪水に当てはめて、その実績雨量で洪水ピーク流量を計算したところ、 $6,694\text{m}^3/\text{秒}$  となつた。

このように、1/80 の洪水ピーク流量（人吉地点） $7,000\text{m}^3/\text{秒}$  は流量確率法で求めた上で、流量確率法と流域湿润状態の想定流出計算で検証したものとなっています。しかし、これらの計算と検証の過程を具に検討すると、 $7,000\text{m}^3/\text{秒}$  という数値を出すために恣意的な計算と検証が行われたことがわかります。以下、そのことを詳述します。

## 2 国土交通省の計算方法の問題点

### (1) 雨量確率法による $7,000\text{ (m}^3/\text{秒)}$ 算出の恣意性

#### 1) 不可解な計算の前提条件の変更（基準地点は人吉のみ、降雨継続時間は 12 時間へ）

球磨川の基本高水流量は横石と人吉の両地点に設定されていた。そして、それらの値は降雨継続時間を 2 日間として求められたものである。球磨川の基本高水流量に関する国交省の報告書をみても、数年前までは、洪水の基準地点に横石は含まれ、降雨継続時間は 2 日間となっていた。ところが、今回、基準地点は人吉のみとなり、降雨継続時間は 12 時間に短縮された。多くの洪水は降雨継続時間が 2 日間以上あるので、12 時間への短縮は洪水時の雨の降り方を踏まえない不可解な変更である。その変更の理由の一つは前回の意見書（その 2）で述べたように、従来の基本高水流量の計算方法である単位図法の非科学性を覆い隠す必要があったからであるが、もう一つ、重要な理由がある。それは、降雨継続時間を 2 日間とすると、人吉地点の 1/80 洪水ピーク流量が  $7,000\text{m}^3/\text{秒}$  を大きく下回り、 $7,000\text{m}^3/\text{秒}$  を維持できないことにある。

表 2-1 は国交省が平成 12 年度に求めた、降雨継続時間を 2 日間とした場合の 1/80 の人吉地点の計算流量である。7 洪水のうちの最大値は昭和 47 年 7 月洪水を引き伸ばした  $6,190\text{m}^3/\text{秒}$  であって、 $7,000\text{m}^3/\text{秒}$  より約 800  $\text{m}^3/\text{秒}$  も小さい。（「球磨川水系治水計画検討業務報告書」156 ページ）

今回の資料 4 の 5 ページにおいて 1/80 の洪水ピーク流量として採用されたのは同じ昭和 47 年 7 月洪水の計算値であるが、今回は  $6,997\text{m}^3/\text{秒}$  になっている。大幅に増加したのは、雨量の引き伸ばし率が従来の 2 日間であると、1.29 倍であるが、12 時間に短縮すると、1.728 倍になったからである。このように、降雨継続時間を短縮することにより、雨量の引き伸ばし率が大幅に増加し、その結果、1/80 の洪水ピーク流量はほぼ  $7,000\text{m}^3/\text{秒}$

まで引き上げられたのである。

また、雨量の引き伸ばしについては 12 時間雨量だけでなく、より短い時間の雨量が異常に大きくなっているかのチェックが必要である。この点に関して国交省が行っているのは 1/500 の雨量を超えることがないかどうかのチェックだけであって、国交省の報告書をみると、昭和 47 年 7 月洪水の引き伸ばしでは 8 時間雨量が 1/500 雨量に近い値までになっており、1/80 をはるかに超えた引き伸ばしが行われている。

なお、横石地点を基準点から除外したのは、前回の委員会への意見書（その 2）で述べたように、横石地点の場合は洪水到達時間が 12 時間を超えることがあり、降雨継続時間を 12 時間に短縮することに無理があるので、横石地点を除外したと推測される。しかし、人口と資産が集中している横石（八代市）を基準点から除外するのは明らかにおかしい。平成 10 年度治水計画検討業務報告書では基準点をむしろ横石にするのが妥当としているのであるから、国交省のやり方はまことに場当たり的である。

## 2) おかしな貯留関数法の計算モデル

今回の計算で用いられた貯留関数法の計算は、計算流量が実際の洪水流量に合っていないし、また、モデルの構造そのものに欠陥があるので、その計算結果には信頼性がない。

第一に、貯留関数法のモデルの係数は、過去の洪水について流量の計算結果と実績流量が合うように定めることが必要であるが、今回のモデルは合わせるべき実績流量が違うという初步的なミスを犯している。資料 4 の 4 ページに昭和 40 年 7 月洪水、57 年 7 月洪水、平成 7 年、17 年 9 月について貯留関数法による計算ハイドログラフと実績ハイドログラフを対比したグラフが図示され、両者がほぼ一致していることが示されているが、この図は対比すべき実績流量が違っている。ここで使われている実績流量は観測流量であるが、一方、貯留関数法のモデルは基本高水流量を求めるためのものであるから、計算流量と比較すべき相手は観測流量ではなく、ダム調節量と氾濫流量を加算したもの（ダム氾濫戻し流量）でなければならない。国交省が公表しているダム氾濫戻しのピーク流量と今回の計算流量を対比すると、次のようになる。昭和 40 年 実績／計算 = 5,657 / 5,075 昭和 57 年 5,460 / 5,396 平成 7 年 3,964 / 4,012 平成 17 年 4,563 / 4,338 であり、昭和 40 年と平成 17 年は少なからぬ差が生じており、とりわけ、昭和 40 年は差が大きい。このように、再現計算は失敗しており、今回の貯留関数法モデルの精度は低いと判断される。

第二に、上記のように合わせるべき実績流量が間違っているのであるが、もう一つ、合わせ方の問題もある。それは貯留関数法の係数の一部を洪水ごとに変えているという禁じ手を使っていることである。今回の計算では係数のうちの飽和雨量を 2 段階に設定して、図 2-1 に示すように各洪水ごとに総雨量と総流出高の関係を変え、そのことによって計算流量を実績流量に合わせようとしている。しかし、飽和雨量の値、すなわち、総雨量と総流出高の関係は各流域における流出構造を示すものであるから、洪水ごとに変えるべきではなく、固定しなければならないものである。計算対象期間前の雨量（前期雨量）によって各洪水ごとに潤滑の程度を考慮しなければならないというならば、前期雨量をそれなりに考慮し、計算の出発点を右にずらして計算すればよいのであって、流出構造そのものを洪水ごとに変えるようなことはやってはならないことである。資料 4 の 4 ページでは再現検証がうまくいったように書かれているが、それは禁じ手を使ったことによるものであり、この点でも今回用いられた貯留関数法のモデルは構造的な欠陥があると考えられる。

〔注〕前回の意見書（その 2）の図 1 では、降雨量の引き伸ばし率と流量の引き伸ばし率との関係において、45 度の直線を下回る洪水が多数あるという不可解な現象を示したが、その主な原因は、合わせるべき実績流量が間違っていることにあったと考えられる。

## 3) 1/80 降雨量の過大性

資料4では、人吉地点上流域の1/80の12時間降雨量は262mmであるとし、この262mmから貯留関数法で6,997m<sup>3</sup>/秒という洪水ピーク流量を算出している。262mmはS28-H17の48年間の雨量データを用いた統計計算によるものであるが、しかし、雨量データはもっと前から、昭和12年からのデータがある。九州地方整備局の「平成12年度球磨川水系治水計画検討業務報告書」125ページによれば、S2以降の雨量データ（ただし、H8まで）を用いた人吉地点上流域の1/80の2日雨量は495mmであり、一方、S28以降の雨量データを用いた1/80の2日雨量は552mmであって、前者は後者より10%以上も小さい。S2以降の雨量データを用いた場合の1/80の12時間降雨量を比例計算で推定すると、 $262\text{mm} \times 495\text{mm} / 552\text{mm} = 235\text{mm}$ となり、大幅に小さい値になる。

時間雨量の観測値がS28以降しかないとしても、S27以前も日雨量データがあるのであるのだから、12時間雨量を推定することは可能なはずである。それをあえて行わずに、S28以降の雨量データのみを用いたのは、1/80の12時間降雨量として262mm程度の値を得る必要があったからではないか。すなわち、雨量確率法でほぼ7,000m<sup>3</sup>/秒という結果が出るよう、1/80降雨量そのものも恣意的な計算を行ったと推測される。

S2以降の雨量データを用いて1/80降雨量を算出し、それによって、1/80の洪水ピーク流量を求めておれば、7,000m<sup>3</sup>/秒より10%以上小さい、つまり、6,300m<sup>3</sup>/秒以下の値になっていたと考えられる。

以上述べたとおり、資料4で示された雨量確率法の計算は従前の基本高水流量7,000m<sup>3</sup>/秒に近い結果を出すことを至上命題として行われたものである。降雨継続時間の12時間への短縮、貯留関数法のモデルの設定、1/80降雨量の算出、それらはすべて7,000m<sup>3</sup>/秒という答が先にあって、その答が得られるように恣意的に行われたものなのである。

恣意的な操作がなければ、2日雨量の計算方式に戻すだけで人吉地点の1/80の洪水ピーク流量は6,200m<sup>3</sup>/秒程度の値になる。

## (2) 流量確率法による計算結果の評価の誤り

前回の意見書（その2）の3で述べたように、国交省は流量確率法の計算結果から科学的に妥当な値を選択する手順を誤っている。資料4の7ページでは、流量確率法による人吉地点の計算結果が示され、1/80流量は6,001～7,159m<sup>3</sup>/秒であるとされているが、このような確率計算の結果は科学的に正しく評価することが必要であって、そうすれば、流量確率法による1/80流量を一定の値に絞り込むことができる。

「平成17年度球磨川水系河川水理検討業務〔基本高水検討〕報告書」(62ページ)に資料4の7ページの元データが記載されているので（その抜粋を表2-2に示す）、それを使ってこの絞り込みを行うと、次のようになる。

最初に、各統計の分布関数が対象データにどの程度適合しているかをみるために適合度(SLSC)で評価する。SLSC<0.03が満足すべき適合度の判定基準である（宝篋「水文頻度解析における確率分布モデルの評価基準」土木学会論文集第393号/II-9 1998年5月）。国交省はSLSC≥0.04の手法のみを棄却しているが、正しくはSLSC≥0.03の手法を棄却すべきである。SLSC<0.04はSLSC<0.03の手法がない場合の次善の判定基準である。そうすると、11手法のうち、同表のとおり、2手法が棄却される。

次は、偏りのあるデータの影響度をみるために、計算結果の安定性の評価を行う。安定性は、jackknife法による推定誤差が小さいほど、良好と判断される。残る9手法の中で、この推定誤差が最も小さいのは、同表のとおり、3母数対数正規分布（積率法）であって、これによる1/80流量は6,001m<sup>3</sup>/秒である。

このように、流量確率法の計算結果から科学的に妥当な値を絞り込めば、1/80流量は約6,000m<sup>3</sup>/

秒となる。資料4で流量確率法による1/80流量が6,001～7,159m<sup>3</sup>/秒とされ、7,000m<sup>3</sup>/秒を含むようになっているのは、科学的な評価による絞込みを行っていないからである。

### (3) 流域湿润状態を想定した流出計算の誤り

資料4の7ページでは過去に実際に生じた流域の湿润状態と実際に起きた主要洪水が重なった場合の洪水ピーク流量の計算結果6,694m<sup>3</sup>/秒が示され、7,000m<sup>3</sup>/秒に近い値が得られたとしている。しかし、この計算は現実と遊離したものである。

「平成17年度球磨川水系河川水理検討業務〔基本高水検討〕報告書」の67ページによれば、昭和47年6月洪水の検証で得られた飽和雨量を用いて、昭和40年7月実績降雨で洪水ピーク流量を計算すると6,694m<sup>3</sup>/秒となるとしている。その意味としては、過去の洪水の再現計算で得られた飽和雨量の中で、昭和47年6月が最も小さい方になっていて、それが最も湿润の状態を表しているから、その飽和雨量を使えば最も湿润状態で雨が降った場合の洪水流量が求められるということであろう。実際には、図2-2に示す総雨量と総流出高の関係図において昭和40年7月の検証で得られた関係式Aではなく、昭和47年6月洪水の検証で得られた関係式Bを使って、昭和40年7月の実績雨量による流量計算が行われている。

しかし、2(1)2)で述べたように、飽和雨量の値、すなわち、総雨量と総流出高の関係は各流域における流出構造を示すものであるから、国交省が行っていることは、流出構造を昭和40年7月のものから47年6月のものに変えて40年7月の実績雨量で計算するということであり、現実的な意味を持たないものである。総雨量と総流出高の関係は各洪水ごとに変わるものではなく、固定しなければならないものであるから、もともと、流出構造そのものを洪水ごとに変えるようなことはやってはならないことであるが、それをさらに進めて昭和40年7月洪水に関して流出構造を変えてしまうという分けのわからない計算を国交省が行っているのである。より湿润状態での結果を求めるというならば、総雨量と総流出高の関係を固定した上で、図2-2において計算対象期間前の雨量(前期雨量)をそれなりに考慮し、計算の出発点を右にずらして計算を行うべきである。

昭和40年7月洪水そのものが3日間以上も雨が降り続いた後に洪水ピーク流量が発生しており、十分に湿润状態であったとみなされるから、更なる湿润状態を考慮する必要がないが、仮にその計算をするとしても、現実的な意味を持たない計算は行ってはならない。一定の流出構造を前提として計算すべきものであって、国交省の計算結果6,694m<sup>3</sup>/秒はまったく机上の計算によるものにすぎない。

### 3 1/80の洪水ピーク流量は何m<sup>3</sup>/秒が科学的に見て妥当な値か。

以上のとおり、国交省の計算と検証の内容を検討してみると、それは従前の基本高水流量7,000m<sup>3</sup>/秒と同じ数値を得ることを目的にして行ったものであって、「7,000m<sup>3</sup>/秒が先にありき」の計算と検証である。国交省による流量確率法の計算結果から、科学的に見て妥当な1/80の洪水ピーク流量は約6,000m<sup>3</sup>/秒であることは先に述べた。それでは球磨川流域の森林状態の変化と今後の人工林間伐の効果を考慮すれば、1/80の洪水ピーク流量は何m<sup>3</sup>/秒が妥当なのか。これについて、すでに住民側はタンクモデルによる解析結果を踏まえた流量確率法で5,500m<sup>3</sup>/秒という数字を示している。

ここでは、資料4のデータでも丹念に解析すれば、同じような値が得られることを示しておきたい。図2-3は前回の意見書(その2)でも示したものであるが、過去の主要洪水について実績および引き伸ばし後の12時間雨量とピーク流量との関係をプロットしたものである。降雨量とピーク流量は一対一に対応するものではないが、しかし、多少のばらつきはあるても、それなりの相関関係はあるものである。

ところが、実績値についてみると、1965、71、72、82年は他の洪水に比べ、降雨量に対してピーク流量がかな

り大きくなっている。要するに 1960 年代後半から 1970 年代の近辺までは降雨量に対して洪水が出やすくなっているのである。これは、今回の意見書 I の参考資料に記したように、森林の大面積皆伐が行われた時期またはその影響が大きく残り、山の保水力がひどく低下していた時期に一致している。なお、1964 年に関しては、そのような傾向は見られないが、この年はきちんと観測できた雨量観測所の数がきわめて少ないため、降雨量データの見直しが必要と考えられる。

この 4 洪水と比べると、平成以降の 5 洪水は雨量と流量との関係がかなり小さくなっている。この平成以降の 5 洪水の実績値を延長して 1/80 降雨量 262mm に対応するピーク流量を読み取ると、余裕を見ても毎秒 5,500m<sup>3</sup> 以下の値が得られる。したがって、現在の森林状態を前提とすれば、すなわち、森林の生長による山の保水力の向上を考慮すれば、1/80 の洪水ピーク流量は 5,500m<sup>3</sup>/秒以下の値になる。さらに、放置人工林の適正間伐の推進により、下草植生を復活させ、針広混交林化を進めて、山の保水力の向上をはかれば、5,500m<sup>3</sup>/秒以下の値になる確度が一層高まることになる。

以上のように、住民側が人吉地点の妥当な 1/80 洪水ピーク流量として示した 5,500m<sup>3</sup>/秒は、今回の国交省のデータでも最近の洪水の実績から十分に安全側をみて読み取ることができる値なのである。

また、同図において、1972 年（昭和 47 年）の引き延ばし後の計算値 6,997m<sup>3</sup>/秒は、最近の洪水の実績値が比べると、降雨量に対し、かなり上に位置しており、最近の実績とかけ離れていることは明らかである。

以上のことから、人吉地点の基本高水流は 5,500m<sup>3</sup>/秒と設定すべきである。



第 3 回小委員会での潮谷熊本県知事

表2—1 降雨継続時間を2日とした場合の  
1/80の洪水ピーク流量(人吉地点)

(平成12年度球磨川水系治水計画検討業  
務報告書 156ページより)

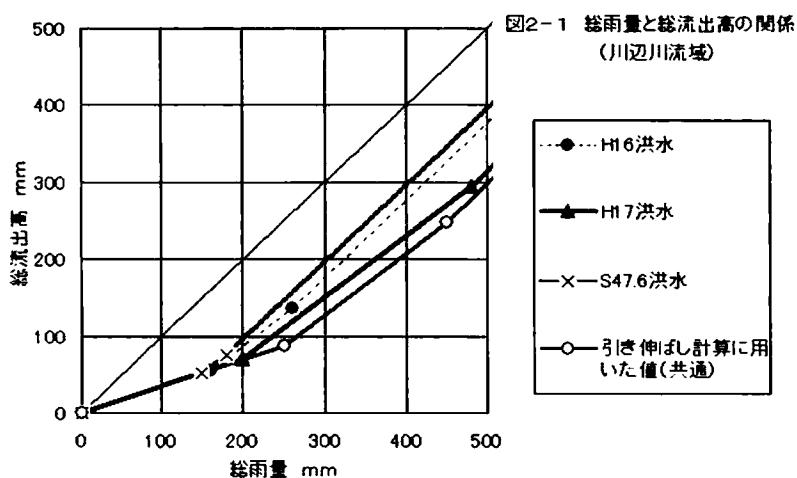
洪水名	流量 m <sup>3</sup> /秒
S47.7.6	6,190
S44.6.29	4,956
S32.4.22	5,339
S50.6.22	4,990
H7.7.4	4,594
S54.6.28	4,312
H9.7.10	3,976

表2—2 流量確率法による1/80確率流量(人吉)

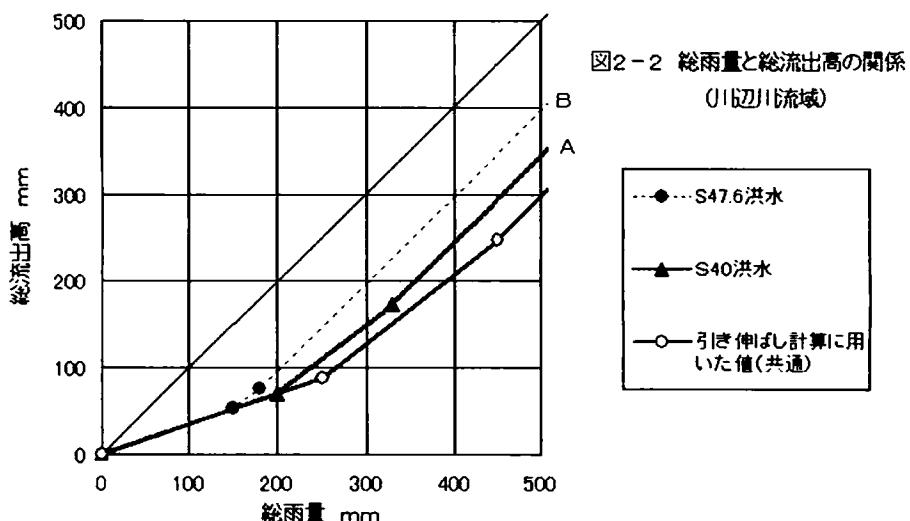
(単位:適合度以外はm<sup>3</sup>/秒)

1/80確率流量(第2回 委員会の資料4の7 ページ)	球磨川水系河川水理検討業務[基本高水]報告書 平成 18年3月		
	1/80確率流量	適合度 (SLSC)	jackknife法による推定誤 差(計算結果の安定性を みる指標)
一般化極値分布	6,464	0.0260	722
グンベル法	6,139	0.0260	552
指数分布	7,020	0.0420	648
平方根指数型最大値分布	7,159	0.0300	724
対数ビアソンⅢ型分布	6,567	0.0230	784
対数正規分布(岩井法)	6,577	0.0230	838
対数正規分布(石原・高瀬法)	6,025	0.0280	502
対数正規分布(クォンタイル法)	6,236	0.0250	638
3母数対数正規分布(積率法)	6,001	0.0290	499
2母数対数正規分布(L積率法)	6,938	0.0230	836
2母数対数正規分布(積率法)	6,762	0.0230	774

[注]流量確率法の計算の対象年はいずれも1953～2005年である。

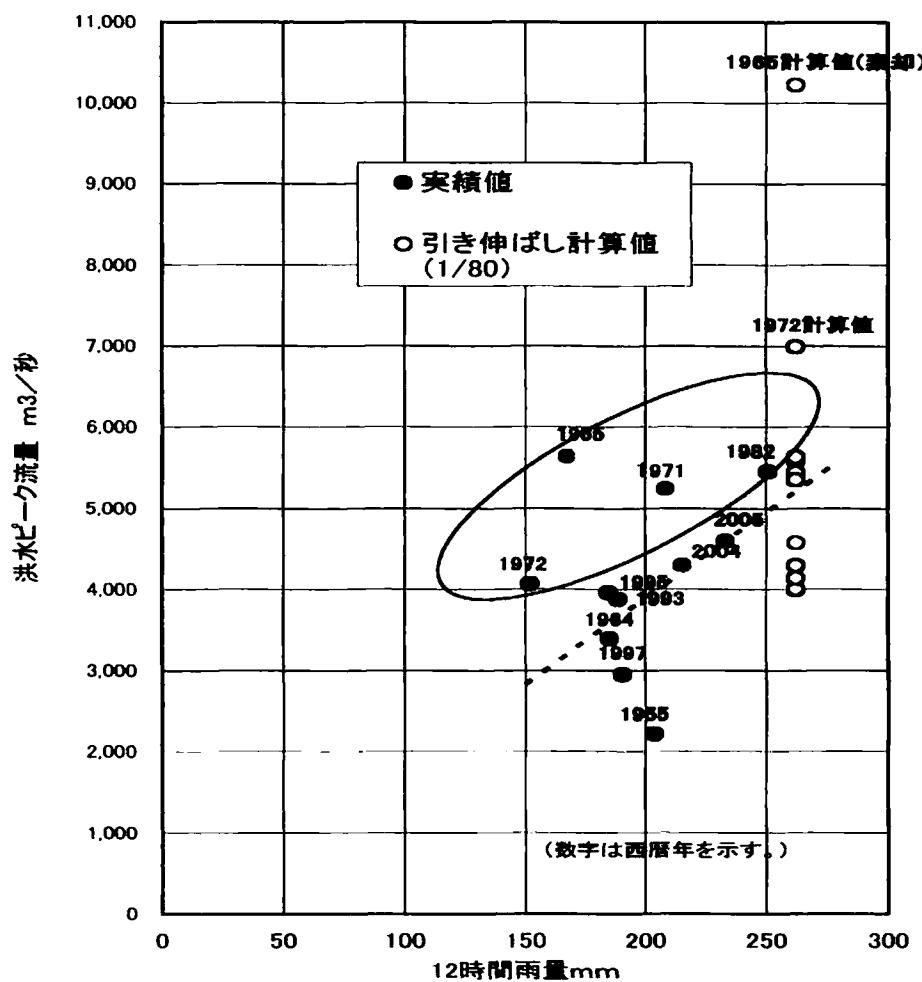


	H16洪水	H17洪水	S47.6洪水	引き伸ばし計算に用いた値(共通)
流出率	f1	0.35		
	f2	0.80		
飽和雨量 (mm)	Rsa1	160	200	150
	Rsa2	260	480	180



	S40洪水	S47.6洪水	引き伸ばし計算に用いた値(共通)
流出率	f1	0.35	
	f2	0.80	
飽和雨量 (mm)	Rsa1	200	150
	Rsa2	330	180

図2-3 降雨量と洪水ピーク流量の関係(人吉)



# 第3回球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会報告

## 1. 第3回目の概要

2006年6月6日10時から国土交通省11階特別会議室にて第3回球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会が開催された。

この日も傍聴者が多く、会議室に入れない人が続出。2階に設置された特設会場でテレビ中継を通しての傍聴となった。

今回は欠席委員が多く、22名の委員中13名の委員しか出席しなかった。ちなみに政令第二百九十九号社会資本整備審議会令では「第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」としている。今回の出席状況はこの規定に抵触はしていないが、出席委員が構成委員の1/2強というのは問題である。特に、前回、森林の保水力について国と県、両方の考え方を求めた越沢委員、森林の保水力について複数の事例をあげ、森林の状況と保水力には関係がないとする委員へ説明を求めた伊藤委員が欠席していたことは不思議な気がする。

第3回目は森林の保水力に決着をつけ、基本高水流量の算定方法に関する中身に入ることが目論まれていた。第2回目の論議では「森林の保水力は異常降雨には効果がない」「共同検証の結果からも、地表流があってもその量は降雨量の1%未満」という意見が相次いだ。熊本県知事である潮谷委員が共同検証の不十分性を訴えたが、それを否定する意見が続出したのである。

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会ほか52団体はこれらの意見一つ一つに反論をくわえた文書を意見書（その3）の第I部として提出した。あわせて、「貯留閾数法によっても森林の保水力の影響は見出されなかった」とする国の見解と、人吉地点の基本高水流量は毎秒7,000トンとする国の算出方法・結果に対する反論を意見書（その3）の第II部として提出した。このほかにも、真摯な審議、住民討論集会で採用した異論者と国とがディベートにおこなう討議を求める要望書を提出している。

第3回目の事前に、森林水文学の専門家として東京大学大学院農学生命科学研究科所属 愛知演習林 講師の藏治光一郎氏が意見書を提出していた。今回の小委員会の論議では、藏治氏の意見書の都合の良い部分だけを委員が引用した。「森林の保水力は異常降雨時には緩和機能をもたない」とする国の主張に対して藏治氏は「何重もの『洪水緩和能力』があると定性的に認められるので、もし森林の『洪水緩和機能』が定量的に無視できることを実証しようとすれば、それらの個別の機能がすべて『無視できる』という確かな証拠を示す必要がある」としたが、近藤委員長はその部分は無視した。

近藤委員長は「森林保水力の主張は学説に過ぎず、定説になっていない」とし、さらに次のように述べた。「定説にならなければこの委員会は受け付けないのか、といえば、それは違うと思う。どういう点で選別するかといえば、生命財産に安全の方の学説だったら、多少、まだ学説でも取り上げると思う。山に保水力があるから計画は小さめでいいという議論に聞こえちゃうんです。現段階ではもし小さい方の学説をとってやっぱり大過が出てしまえば当委員会で学説を採った責任がでてくるので、現時点では安全を採用する。」と近藤委員長は小委員会の立場を宣言した。

第3回目の小委員会は「森林の保水力を考慮することができない。」という結論を出した。

潮谷委員の「今後の知見等々が深められていくなかで、見直しもありうるという認識の中で捉えていかざるを得ない。そして国土交通省にはそういった点で今後この点について見直しすることもありうるのかどうか、この点のことも私としては、うかがわせていただきたいと思う。委員長にも是非その点を将来展望の中で、どのように定義を位置づけていくのか伺いたいと思う。」という要請に対しては、「要するに結論は必要とあらば見直しを

するのは当然」と近藤委員長は答えた。

## 2. 議事の進行

事務局が議事進行と配布資料の確認を行った後、近藤委員長が座長となって議事が始まった。

この日の配布資料は<http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/060606/060606-siryo.html>に掲載されている。議事録は数ヵ月後にこのHPに掲載される。

最初は前回委員会での委員からの質問・補足説明請求に関する説明を事務局（布村課長）が資料2を使って行った。この説明のあと、質問者の1人であった潮谷委員が「住民が不安感を持っている。その原因は国と県の工事のプロセスが見てこないことがある。このような状況を作っていることに県と国は責任がある」と意見を述べた。

ついで、事務局（布村課長）が資料3の説明を行った。

この説明を受けた形で、近藤委員長が各委員に発言を求めた。

## 3. 主な委員発言

この日の意見は、①森林土壌の回復に関する意見、②森林の保水力の限界に関する意見、③貯留関数法による検証に関する意見、④学説と定説に大別できる。

### ①森林土壌に関する意見

森林の保水力は林地の保水力といった方がよい。森林の土壌が果たすべき効果で、樹木も確かに森林土壌に影響を与えるが、影響を与える度合いは、非常に時間がかかる。10年、20年、太古の時代からの浸漬が土壌に現れているということになる。

森林土壌が形成されるには100年オーダー、それに対して失われるのは瞬時。昭和40年代と現在に至る間で失われてまた戻ったということとても考えられない。

球磨川では放置人工林において裸地化した林地はないというのが我々の認識。

### ②森林の保水力の限界に関する意見

- 「森林の保水力は200ミリ程度の降雨に関してはある程度期待できるが、それ以上の降雨に対しては期待できない」というのは非常にリーソナブルな判断・知見。
- 資料3の1ページの右の上の図（土壌の保水力には限界があり、その傾向は経年的に変化していない）は実測の値として雨に対してどれだけ流域に保水力があったかという図である。問題の余地が残されているが、問題はないことがみえてきた。
- この委員会では、「保水力はあるが、もっともっとあるぞ」というのにちょっとハテナと。

### ③貯留関数法による再現性の検証に関する意見

- 定数を一定にした貯留関数法による再現性が良いので、流出に及ぼす森林の保水力の変遷はなかったと判断できる。

### ④学説と定説

- 「1. 第3回目の概要」に記載の近藤委員長発言部分。

# 渡良瀬遊水池の大規模掘削計画

## (治水容量増強計画) を阻止するために

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

住民協議会では、渡良瀬遊水池の自然を守るために、遊水池の大規模掘削計画を阻止する活動を続けています。今回、この大規模掘削計画が治水上、無意味であることを明らかにした住民協議会の解析結果が別記のとおり、下野新聞に大きく取り上げられました。その経過とポイントを説明しておきます。

### 大規模掘削計画の再浮上

第二調節池に第二貯水池をつくる計画がありました。これは利水と治水を目的として1,140万m<sup>3</sup>の貯水容量を確保するために大規模な掘削を行うものでしたが、十数年におよぶ住民協議会の反対運動があって、2002年8月に中止が決定しました。

ところが、2003年度になってから、第二貯水池計画のうち、治水目的500万m<sup>3</sup>の掘削を復活させる計画が浮上してきました。当初計画の半分以下になったとはいえ、その容量は第二調節池全体を1mも掘削しなければ確保できないほどの大きさですから、もしその掘削が行われれば、やはり遊水池の自然に非常に大きな打撃を与えるものになります。

### わずか3%の治水容量の増強

治水のためということですが、500万m<sup>3</sup>の掘削が本当に必要なのでしょうか。実際にはこの掘削は治水の安全度を向上させるものではありません。

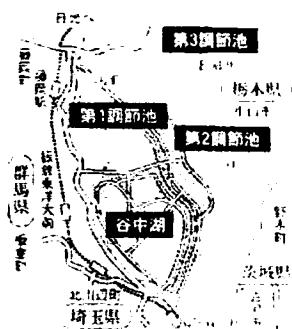
渡良瀬遊水池はもともと洪水調節を目的につくられたものです。その洪水調節容量はすでに17,180万m<sup>3</sup>も確保されています。500万m<sup>3</sup>の掘削計画とは、遊水地の調節容量をあと500万m<sup>3</sup>増やして17,680万m<sup>3</sup>にするということなのですが、その増加率はわずか3%でしかありません。ですから、その効果は微々たるものです。この500万m<sup>3</sup>による利根川・栗橋地点の洪水ピーク流量削減効果は国の計算でもわずか1%でしかありません。

### 200年に1回の洪水の時だけのわずかな効果、1998年9月洪水の時でも6割以上の余裕がある遊水池

しかも、国の計算でもその17,680万m<sup>3</sup>の調節容量が必要となるのは、200年に1回という、きわめて大きい洪水が来た時だけなのです。それより小さい洪水の時は遊水池の調節容量は十分な余裕があります。最近では最も大きな洪水であった1998年9月洪水の時でも渡良瀬遊水池の洪水調節容量は6割以上の余裕が残っていました。

現在の利根川は堤防などの整備の状況が未だに40~50年に1回の洪水に対応できるかどうかという段階です。200年に1回という大洪水が来たら、当然のことながら、利根川は氾濫する危険が生じてしまいます。遊水池にあと500万m<sup>3</sup>の調節容量を増強してもそれが役立つ前に、利根川は氾濫の危険にさらされてしまうのです。ですから、治水対策として力を入れるべきことは河道の整備で

重ねた川に囲まれた狭い遊水池  
は、川の脇に位置する



## 必要か

### 200年に一度の洪水想定

治水と湿地再生の両立も

利根川上流河川事務所  
藤澤 寛 所長



ふじさわ・ひろし 1981年田淵建設省入省。同省河川局河川課長補佐、熊本県土木部代理などを経て、平成4年より現職。

あって、遊水池の500万m<sup>3</sup>の掘削に巨額の公費を投じることは治水対策として誤った選択なのです。

**渡良瀬遊水池の役割は利根川の洪水の軽減、**

**渡良瀬川、思川、巴波川の洪水対策のためではない。**

第二調節池の治水容量増強を求める声が思川流域にある小山市生井地区の一部の人たちから出されています。それは2002年7月洪水の際に思川の水位が急上昇して避難勧告が出たからなのですが、実際には第二調節池を掘削しても思川の洪水対策として何の効果もありません。もともと、渡良瀬遊水池の役割は、遊水池に流入する渡良瀬川、思川、巴波川の洪水を貯留して利根川の洪水を軽減することであって、渡良瀬川や思川などの洪水対策のためにあるものではありません。2002年7月洪水で思川の水位が急上昇したのは、思川の高水敷が本来の計画断面より約2mも高いまま、放置されていたからです。このときも第二調節池の洪水調節容量に十分な余裕があり、仮に500万m<sup>3</sup>の治水容量が増強されても何の意味もありませんでした。思川の治水対策として実施すべきことはまずは河床を掘削することであり、次に堤防の整備です。

生井地区の人たちの誤解を解くために、2002年7月洪水の解析を行い、その結果が下野新聞に大きく紹介されました。

(左と次ページ)



# 徳山ダム問題から

環境大臣 小池百合子様（野生生物課御中）

2006年4月25日

徳山ダム建設中止を求める会 代表 上田武夫

連絡先： 事務局 岐阜県大垣市田町1-20-1 近藤方

0584-78-4119

## 要望書提出にあたって

2006年4月に入って、環境省の業者への発注が随意契約ばかりだ、不明朗だ、コスト意識が低い、という話題が沸騰しています。環境省発注のもののみならず、「環境」関係の業務の発注は、一部の法人・業者に偏っています。

徳山ダム集水域における「環境保全業務」「大型猛禽類調査」においても、こうした傾向は顕著です（2005年1月27日付け中日新聞記事は、その一端を報じています）。

しかし、より大きな問題は、多額の公費（「徳山ダム集水域の大型猛禽類調査」として直接支出された額だけで7億6500万円）が投入された調査結果が「絶滅危惧種の保全策」に、少しも活かされていないことです。

生物多様性条約を批准した日本国政府には、絶滅危惧種を保全する国際的義務があります。その責務を主要に担うのが環境省ではありませんか？

しかるに、環境省野生生物課は、徳山ダム集水域のイヌワシ・クマタカの保全について、「環境影響評価法の適用されない事業だから、環境省（庁）は何も言えない」「環境基本法は、事業者が保全に責任を持つとなっているから、環境省（庁）は知らない」「個別事業について、いちいち関知できない。徳山ダム集水域の大型猛禽類の調査結果を事業者から入手していない、する気もない」と、他人事のように言い続けてきました。

環境基本法も、環境影響評価法も、「環境省は（環境アセス法適用事業以外の）個別事業に関心をもってはならない」「助言や指導をしてはならない」などとは、規定していません。

どちらの法律も「趣旨」に遡れば、そして生物多様性条約批准国としての国際的責務に照らせば、環境省は、積極的に関心をもって、保全策立案の助言をするべきです。

254km<sup>2</sup>に、イヌワシ2番い、クマタカ17番いが生息する地域での、「浜名湖2杯分の湛水」などという自然大改変は、「個別事業にいちいち対応できない」というレベルのものではありません。アンプレラ種であるイヌワシ・クマタカが絶滅の危機に瀕している、この状態に手を抜くだけでなく、有効な保全策を探って行こうと考えるならば、環境省が、積極的に関心をもつべき地域であり、事業です。

## 環境基本法は、その第三条で

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷

によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

と謳っています。

この高い理念を実現することを強く願って、以下の要望書を提出します。

## 要 望 書

環境大臣 小池百合子様  
(野生生物課御中)

2006年4月25日

徳山ダム建設中止を求める会  
代表 上田武夫

日本は「生物多様性条約」を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。

徳山ダム建設事業は「自然との共生」を標榜してはいるが、生態系の保全に向けての大型猛禽類（イヌワシ・クマタカ・オオタカ）の「保全策を実施し、その結果の検討」をしていない。

湛水という自然大改変にあたり、国として絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの棲息を保全する施策はあるのか。

徳山ダムの運用開始を急ぐ理由は存在しない。新規利水は「いつ使うかの当てにならない」ものであり、専用施設の計画も具体化していません。発電も同様です。

唯一「それらしい」理由としている洪水防護においても、徳山ダムで得られる「安全」は、遅々として進捗していない堤防強化等に比べて、極めて小さいものです。（揖斐川流域で、度重なる浸水被害に遭っている大垣市荒崎地区の洪水対策として緊急に必要なのは「徳山ダム」ではない。）

一方、湛水開始前に、やるべきこと、解決すべきことが山積みにあります。自然との共生を標榜している徳山ダムの重要課題である「保護方策の実施結果の検討は湛水をする前のこの時期までに行わなければならぬはずです。しかし、膨大な経費をかけた「大型猛禽類調査」によっても、未だ保全策は出ていません。

大型猛禽類は『生態系の傘』（アンブレラ種）である。その保全に向けての調査の観点は、

①分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。

②開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖成功率を低下させている要因の把握)等の回避、軽減。

③積極的な生息環境保全への取り組み。

④個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。

こうした内容に則しての調査が、毎年行われてきており、その結果は年度ごとに上半期、下半期に分けて報告書が出されています。しかし、調査によって得られた情報が、保護につながるデータとして整理、累積されていません。調査は記録するだけでなく分析に必要なデータと

して整え、分析の結果から方策を立てて保全に繋げる視点が大切です。

イヌワシ・クマタカの保全は、「生物多様性条約批准国」として重要な責務です。

このことを十分に自覚し、大型猛禽類の保全策が立っていない無策なままの現状で、自然大改変（試験湛水強行）を行わないよう、国として（環境省として）事業者に指導、助言することを、強く要望いたします。

以上

別添資料（2005.11.21に国土交通大臣宛に提出した要望書）

国土交通大臣 北側一雄様

国土交通省中部地方整備局長 大村哲夫 様

2005年11月21日

## 要 望 書

★ 日本は「生物多様性条約」を批准し、絶滅危惧種の保全を国際的に約束している。湛水という自然大改変にあたり、国として絶滅危惧種であるイヌワシ・クマタカの棲息を保全する施策はあるのか？

★ 徳山ダム建設事業は「自然との共生」を標榜してはいるが、生態系の保全に向けての大型猛禽類の『保全策を実施し、その結果の検討』をしていない（現時点では私たちの知りうる限りにおいて）。

★ 自然生態系を大きく損なう試験湛水を、このまま開始してはならない。

### 1. 保全策の鍵- 内部構造

生態系において食物連鎖の頂点に立つ大型猛禽類(イヌワシ・クマタカ・オオタカ)は環境の変化の影響を受けやすく絶滅が危惧されている。大型猛禽類の存在は、その生態系を構成する多様な生物相に支えられていることから、生態系の健全性を示す指標と考えられている。

大型猛禽類の保全に向けての課題には以下のものがある。

- ①分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。
- ②開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖成功率を低下させている要因の把握)等の回避、軽減。
- ③積極的な生息環境保全への取り組み。
- ④個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。

この課題を究明するための調査の観点は以下である。

- ①繁殖状況の確認。
- ②行動圏の調査。
- ③営巣中心域、高利用域といった行動圏の内部構造の分析。
- ④行動圏の内部構造に応じた保護方策の検討。

こうした内容に則しての調査が、毎年行われてきており、その結果は年度ごとに上半期、下半期に分けて報告書が出されている。しかし、調査によって得られた情報が、保護につながるデータとして整理、累積されていない。調査は記録するだけでなく分析に必要なデータとして整え、分析の結果から方策を立てて保全に繋げる視点が大切である。

調査によって得られた基礎的(分布、個体数、生態)な情報を資料化して

①個別種(イヌワシ・クマタカ・オオタカ)の生態的特徴に応じて、

②各観察個体(番い)ごとに、

③年度を追って比較し、その推移を見極める。

④工事の進捗による行動圏への影響の度合と繁殖状況とのかかわりを見極める

などを加えて、多角的な視点に立って分析し、保全策を立てることが最も求められる点である。

大型猛禽類の保全を進めていく鍵は、内部構造の分析にかかわってくる。この場合も、先に挙げた ① 個別種 ② 観察個体ごと ③ 年度を追っての比較・推移 ④ 環境の変化による項目を照らし合わせて、複合的に検討することである。営巣中心域の様相をみるには、高利用域が工事の影響をどのように受けているか、生物多様性(餌動物の種類と量の状況)の視点から見ることである。生物多様性は生態系の保全の大前提となる観点だからである。

## 2. クマタカの雛の死が示すもの

今年(2005年)の5月下旬、ダム下流の町道脇で弱っているクマタカの雛を見つけて保護し、餌を与えて体力を回復させて巣に戻したが、トビの攻撃を受けて死亡した。

これを「自然の摂理」とみなすのではなく、保護策を検討する糸口とすべきであった。今回のアクシデントだけを問題視するのではなく、観察を続けてきたこれまでの記録と照らし合わせて見るべきであった。

繁殖失敗の原因はいくつか考えられる。

- ・工事などの開発による自然環境の改変。
- ・巣の不具合によるもの。
- ・外敵の侵入による妨害。
- ・餌不足。
- ・気象条件に関するもの。

などがあるが、それらは単一的というよりは、複合的に絡み合って起こることが多い。

ダムの水没予定地内に生息する9番いのクマタカのうち、繁殖成功例は△95～96年3件△96～97年1件△97～98年0件△98～99、99～00、00～01年各1件△01～02年5件△02～03、03～04年2件となっている。今回見つかった雛もこの番いのどれかから巣立ったものであるから、過去9年間のこの番いの繁殖の成否の履歴と、他の番いの繁殖の成否の履歴とを照らし合わせれば、それぞれの番いが示すメッセージが見えてきて、保護策を検討する端緒とすることができた。

大型猛禽類のテリトリリーの構造の健全性は、高利用域(ハンチングエリア)の餌場としての機能の円滑さによるところが多い。環境が優れていれば餌の種類も豊富であるから、繁殖中心域の機能に活発に作用する。

内部構造は3重構造になっている。(営巣中心域のハウスエリアとホームエリア)と高利用域(ハンチングエリア)である。

ハウスエリアは家そのもの。番い以外のカラスやトビ、同種の雄が近づくと巣穴前に陣取って徹底的に排除する。また巣立ち直後で飛べない雛の隠れる場所。ホームエリアは庭のようなもの。見張りや休息、雛の飛行訓練などに使う。闘入者があると、止まり場から飛び立って猛然と追い払う。深追いはしない。ここで狩りをすることは少ない。

狩りはもっぱらハンチングエリアである。開発工事によって狩場環境が悪化すると餌不足をきたし、雛の成育に大きな影響を与えることになる。繁殖を成功させるには十分な量の餌を捕ることが、栄養面でもエ

エネルギー面でも必要である。育雛を円滑に行うには雌の十分な餌量の供給にかかっている。ハンチングエリアが破壊されると、より遠くまで狩りにでかけることになる。餌が確保できないと雄は餌取りに必死となり焦りが募るから、防衛本能が鈍くなってくる。巣を留守にする時間も長くなる。雛が弱り成育に遅れがでてくると、外敵に狙われる機会が多くなってくる。親が育雛を放棄するはめに陥ることになっていく。

### 3. 日本のイヌワシの危機

大型猛禽類は『生態系の傘』（アンブレラ種）である。保全目標種（イヌワシ、クマタカ）の棲息環境全体を保全することにより、そこに棲息する他の種の保全も同時に達成されるという意味においてである。

イヌワシは絶滅の危機にある。繁殖の失敗には多くの原因が重なって、イヌワシのいなくなった生息地が増え始めている。1996年から2000年までの5年間では9県で10か所も（いなくなった生息地が）増えている。日本列島に連続して生息域が繋がっていたのに、今では虫食い状態になって九州の北部が飛び地化し、伊吹山脈が南限となりつつある。その一角の徳山で繁殖が止まると、その影響は東北地方にまで広がる恐れがある。繁殖成功率も1991年から低下し始め、1997年には16%となり、種の保存が危ぶまれるほどのレベルにまで陥っている。

徳山ダムの水没予定地内に生息する2番目のイヌワシのうち、繁殖成功例は△96～97年1件△97～98年、98～99年各0件△99～00年2件△00～01年0件△01～02年1件△02～03、03～04年、04～05年各0件となっている。

イヌワシの主な餌は、ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類である。森林性である日本のイヌワシが十分な餌を獲得できるかどうか餌動物の生息状況を調べる必要がある。ノウサギの糞粒数の計測、植生の調査などによるイヌワシの採餌行動の調査が不可欠である。草原性の環境が少ない日本では、見つけやすく捕獲しやすい場所に恵まれていない。冬期の落葉広葉樹林あるいはギャップと呼ばれる空間、林道など、翼を開くと2倍近いイヌワシが飛び込める空間が必要である。しかも餌動物が生息していることが眼目となる。

イヌワシは、夏はヘビ、冬はノウサギ、ヤマドリを餌とする。餌の重さは、アオダイショウ 310グラム、ノウサギ 2.1～2.6キログラム、ヤマドリ 雄 943～1348グラム 女 745～1000グラム。イヌワシ1家族（雄+雌+雛）が1日に必要とする餌の量は約1000グラムと言われている。ノウサギだけを食べるとして2日に1羽（1年182羽）のノウサギが要る計算になる。ヤマドリ1羽で1日分の餌を確保したことになる。アオダイショウだと1日に3匹以上は捕食しなければならない。これらの餌はクマタカも好むものであり、クマタカ1家族1日分としてはやはり約1000グラムの餌が必要である。

徳山にはイヌワシ5番、クマタカ17番、そして肉食動物のテンもノウサギを食べるので、相当数のノウサギがいないと成り立たない。

これらの餌がバランスよく維持されていくためには、ヤマドリにはドングリ類の多い落葉広葉樹林の広がりが必要。ヘビにはカエルの多く棲む水辺が、ノウサギには草本低木が茂っている地域がかかわってくる。

試験満水が始まると、自然環境はますます悪化して、大型猛禽類が頼りにしている谷の地形、植生、餌動物などが繋がりあっている生息・繁殖環境を、ダムの底に沈めてしまうことになる。

揖斐川の源流域徳山は、生物多様性（健全な生態系）保全のためには、他に類をみない重要なエリアである、北方系のイヌワシの南端にあたるここは、南方系のクマタカが共存して生息している。源流地域の環境は水準以上でなければならない。

### 4. 要望（略）

徳山ダム建設中止を求める会

代表 上田武夫

連絡先： 事務局 岐阜県大垣市田町1-20-1 近藤方

0584-78-4119\*1

1993年12月 生物多様性条約 を締結

<関連>

① 1992年 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律制定

② 1995年10月 「生物多様性国家戦略」発表

③ 1997年河川法改正 <目的>に環境を入れる

\*2 円山川の自然再生事業

[http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/16sizen\\_saisei/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/16sizen_saisei/index.html)

国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所

補足： 11月9日に以下のような質問を水資源機構徳山ダム建設所にしたところ、情報公開請求をして欲しい、とのことだったので、現在、水資源機構に開示請求中である。

・・・・・

生態系の頂点に立つ大型猛禽類(イヌワシ・クマタカ・オオタカ)は、環境の変化の影響を受けやすく絶滅が危惧されています。生態系の健全性を示す指標である大型猛禽類を保全するための課題にそっての調査に伴う考察、解析がどこまで、どのように行われてきているのか、お尋ねします。

A 次の調査の目的に照らして答えてください。

- ① 分布、個体数、生態といった基礎的な知見の収集。
- ② 開発行為による生息、繁殖への影響(繁殖率を低下させている要因の把握)などの回避、軽減。
- ③ 積極的な生息環境保全への取り組み。
- ④ 個別種の生態的特徴に応じた保護方策の検討。

この4つの調査目的のどの点にまで踏み込んでの調査、考察、解析をされましたか。

B 次の調査の観点に照らして答えてください。

- ① 繁殖状況の確認。
- ② 行動圏の調査。
- ③ 営巣中心域、高利用域といった行動圏の内部構造の分析。
- ④ 行動圏の内部構造に応じた保護方策の検討。

この4つの調査を受けて、各年度毎に、どのような考察、解析をされましたか。

・・・・・

以上



06.05.13

上

徳山ダム導水路

# 「上流ハト」案調査へ

# 国交省などでトンネル造成計画

掛川町で建設が進む  
篠山ダムの第七回事業費  
管理検討会と第五回導水  
路検討会が十二日、名古  
屋市の水資源機構中部支  
社で開かれ、事業主体の  
国土交通省や同機構が事  
業の進捗状況などを  
説明した。

東京移転地である伊勢  
地区的埋蔵文化財につ  
いては、一日に開かれた同  
地区開拓ぐる生産説明会  
で、北上郡の住民組織の  
農業委員会住民に受け入れ  
られなかつた。このため  
二日の検討会では、五

の羅馬型区で進めていた  
る種終前調査の実性を文  
外地區生活に於てからつ  
たうえて本港を進めたい  
じの勢力を示した。  
鹿児島への水木前川  
などて利用するための導  
水路は、前回の終前会  
(一九〇五年十月) で予  
定された木前川上流の坂  
船町近に水を流し込む  
「上流ルート」案に行つ  
て、虫魚や動植物に関する  
調査を開始する。  
予定された終前会約四  
十四<sup>回</sup>のうち、長良川左  
岸一本橋三日井町の約十  
五歩<sup>間</sup>に亘るハサウエー  
造工計画。この工法が約九百萬円にわたる  
工事費を大きく左右する  
ところから、調査によって  
それを直撃するのが目的  
らしい。また鹿児島に  
關しては今の大審によ  
て工事が進んでいた個所  
もあり、該区域が大々的  
に正確な時期は以前  
まで分からなかった。  
余す事業費約三千五百  
萬円のうち、〇五年度ま  
でに約三千一百四十億円を執  
行。〇六年度は約二千四  
十億円あるが、これが行

06.04.26 収録  
（きぐ）種であるトウケイシやクマタカなどの大型猛禽類の保全策が出来てないとして「生態調査」を実施する現状で試験だん水を強行しない」という要請を老に指揮、助言を求めていた。

十年後大陸の茶葉輸出は、極度に増加した。  
（右三段）

106.05.14

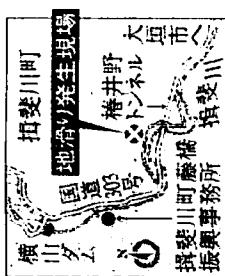
崩落砂土

# 揖斐川流れ寸断懸念

決壊すれば洪水の恐れ



地滑りで掘整川（中央）まで土砂が崩れた現場＝掘整川町で、本社へり「あさづる」から



現場下流にある町久瀬地区の高橋哲男さんによれば、「鉛砲水が出るようになると、本当に困らなければいいが、…」と心配そう。町も「土砂が流出する場合に備えて対策を練っている」という。一方、土砂にすっぽり埋められた町道は、生活道路としては利用されていないが、毎秋開かれる市民ランソン「ひびがねマラソン」のコースの一部として活用。関係者は「コース設定に影響が及ぶのは必至」と頭を痛めている。(小野谷公宏)

猛禽類保護求め  
環境相に要望書  
徳山ダム建設  
中止を求める会

大増市の市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)は、二十五日、徳山ダムの築

水城に生息する大型猛禽  
(きん)類の保護のため、  
試験たん水を実施しな  
い。16回連続回(10月)

を求める事詳記し、小池百合子環境大臣提出し  
て、

要保護にしるべ、徳山  
タム建設事業で絶滅危惧  
(きく)種であるトヌワ

16.04.26 4  
シやクマガなどの大型猛禽類の保全策が提出され  
ていないとして「生態調査」の結果から方策を立て  
てはいるが、どうも問題が大きい。

「O」で金にかかる物だから大切」と指摘。「無策のままの現状では駄目だん水流を強行しない」という事業者に指導、助言を求めていた。

**喜山ダム** 治水・利水・発電の面での各自の役割。岩を積み重ねて造るのと、**コンクリート**のダム・**クフィルダム**で、堤頂(そと)の高さは約16メートル。長さは42メートル。総貯水容量は6億6千万立方メートルにのぼり、国内最大となる。建設してはいるが、まだ完成していない。**喜山ダム**は、国土と東海の県名古屋市にまたがる施設で、57年に電源開発促進法に基づく指定を受け、76年に事業認可され、その後、00年から本体工事が始まった。

徳山ダム建設のため87年に席村となった岐阜県の旧徳山村（現・揖斐川町）に、集団離村した住民の一部が戻り始めている。ダム完成は間近だが、ダム湖ができるても水没しない場所に家を建てた例が目立つ。こうした家屋は約30軒にのぼる。住民らは「不便でもあるさとで住み続けたい」と主張。山林の保全のために昨年、周辺の民有地などの買収を決めた岐阜県は困惑している。（守直弓）

# 旧徳山村に住民再び

# 「ふるさとが一番」

旧藤山村の「大人地区」。  
ダム工事のダンプカーが  
行き交う山道に沿って、洗濯物が干されていた。  
小さな娘が涼住する。  
最も近くのスーパーま  
で車でと時間はどかか  
る。山奥だ。だが、軒先に  
洗濯物が干されていた。  
り、車が止まっていたり  
する家庭が多くつもあり  
は、藤村の町、集落藤村

に戻った旧徳山村の住民と、暮らしを再開した。11日、岐阜県揖斐川町の旧徳山村門入地区で



# 地域公有地化 県は困惑

今秋から水をためる試験が始まる徳山ダム。工事は、県指定夢川町で、本社へりたら、古沢孝樹撮影



مکالمہ

第一〇〇住を超過す家は  
老朽化が進んだ、日々か  
ら解体工事を始めたが、  
新しい家を建てて戻るや  
もつた。『先祖さまが  
ら愛用継いだ場所』(二)の  
が一番心地いい」と  
話す。

山ダム建設で、住民  
の鬱屈が住む地域が水没  
する」とになった。この  
少し、ダム完成後も旧村の  
生活がままならない  
うちに、ついに新村となり  
た。

み続いたい

旧藤山村は「ダムに沈  
む村」として全國に知ら  
れた。

電気が今は通じてゐる  
ものの、今飲むのはダム  
に水をため始めたので、  
電気が水没する。住民の  
懇願を受けた中部電力は  
は皆背従来の方針を変  
更し、ダム完成後も旧村の  
生活を繼續する方針を採用する

ては田地区にある生家で、  
「川の水を耕して生きる」と書いた。川の水を耕す  
のが何となく、かわいいなが、川の水を耕すことを「むなしさ」と書いた。

県への発送に応じないと  
いか、水没する現在の  
道路にかわる新しい道路  
の整備を県に対して求め  
てもいる。

喜びしいじい。そのつも  
じいを連れて一なかの  
声が多い。どう。  
県への発知に応じる。

の大半は1・3、4年の間に新築された。「ダム湖ができた後も、ここで暮らしていく。そのつも遊び場所にこだわる

るため、「公有地」とする」ことを決めた。

のが岐阜県だ。  
昨年10月、ダムの事業  
主体の水資源機構や地元  
の揖斐川町と協定を結  
び、旧徳山村内で水没し

に電線を通す大がかりな工事を近く始める予定だ。

# 小豆島・寒霞渓の麓の「内海ダム」問題の現状

石井 亨

## 公称用地買収率80パーセント

### 内海ダム再開発の動き

瀬戸内海・小豆島は寒霞渓の麓「内海ダム再開発」は香川県が強硬に用地買収を進めている。その公称値は80%に達しているという。残る地主に対して本人のみならず家族に対していやがらせとも思えるほどの県からの要求が執拗に繰り返されている。

もはやダムそのものの必要性の説得よりも、人格を責めて、「こんな思いをするなら売ってしまった方が良い」と思わせる手法にしか見えない。

客観的にみれば、重要不可欠な土地を含む20%の買収困難地があるということは事業の実現性はほとんどないことになる。このまま進捗がなければ公共事業再評価委員会に諮らなければならない。ただ、再評価委員会にかけて事業の見直しを行うか、強制収用まで持ち込んで強引に事業を進めるか、いずれも科学的な検証ではなく政治的判断でしかない。

現在の香川県が置かれている立場は、どちらの選択もしたくないので買収により力を入れてくることになる。

平成18年度の予算は昨年より減少したものの5億1千8百万の予算が付けられている。

県全体の財政事情からいえば、ダム建設を進める力はもうない（借金は返すものだという前提に立った場合の話）。非常事態宣言の下、3年間の支出削減特別対策に取り組んでいるが、この3年が明けたとき、財政事情は現在よりももっと悪い。

まもなく、財政再建団体に陥るか、財政団体になった場合とおなじレベルのさらに厳しい投資的経費の凍結を行うしかるのが現状だ。

## 裏付けに奔走する町と県

### - 落合池買収に乗り出してきたポツダム政令 -

平成17年（昨年）も押し詰まるころ、新内海ダムに沈む予定の落合池の買収が進められた。地元の人は落矢池と呼んで親しんでいる池である（以下落合池という）。

元禄時代に建設されて以降300年にわたって「落合池水掛」の集団が管理してきた。ところが、17年11月25日「落合池水掛」の設立総会が招集されたのである。規約が制定され、役員が選任された。そしてこの規約に基づいて、臨時総会が招集されて落合池水掛に補助金およそ800万円を町から受け取ることが決められた。

この手続を元に、内海町（平成18年3月合併で小豆島町となる）が所有権保存登記を行い、その後香川県に売却している。

実は、かなりの数の水利権者は登記簿を見るまで落合池が国の所有に変わっていることを知らなかつた。

しかも、元の所有者は登記簿を見る限り「落合池水掛」である。

11月に設立された落合池水掛の寄り合いで何が話し合われたのか分からず、説明を求めても説明が無く、議事録請求しても一切開示されない。

困った水利権者たち21名が「落矢（合）池底地売却に反対し、議決の白紙撤回を要求する」署名を4月7日に小豆島町あてに提出した。

同時に、香川県及び小豆島町を相手に住民監査請求を行ったのである。

この監査請求はそれぞれ、6月1日香川県、6月6日小豆島町により棄却された。

その根拠は、昭和22年に発効されたポツダム宣言受託に基づく政令15号「町内会部落会またはその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」第2条に基づいて、そもそも落合池は内海町のものであったとする解釈だった。

新落合池水掛設立に関して、委任も出席もしていない者が複数人いる。彼らも水利権者である。彼らはこの団体の構成員なのか。この団体は構成員でない者の財産処分を行える団体なのか。その規約には毎年4月に総会を開くとあるが、いまだ開かれていない。

この事実を巡って訴訟を提起するかどうかが今話し合われている。期限は7月6日である。

また、内海ダム開会発に関して地元対策協議会が設置されている。この対策協議会がダム建設に同意したこと踏まえて内海町と香川県が協定を結びダム事業は進められている。

しかし、この対策協議会も、これまでに「署名の上書き改ざん」、「当事者の傍聴拒否」、「北区（ダム直下）の住民の意向を尊重するという仮協定の反故（過半数の役員がダム建設に未だ同意できないという主張を反故に強行採決）」と、その議決と住民の意思の関係に疑義が多数あった。

今年、2月になってこの対策協議会も「規約」制定が持ち出された。つまりこれまでの不透明な審議を後付で正当化しようとしているのである。

ダムの建設は「住民の要望に基づくもので、当然地元の合意を得ている」と主張してきた手前、その裏付けをいま必至でねつ造しようとしているとしか言いようがない。

そして、7月9日香川県は、小豆島において「51災30年」を記念して一大防災訓練を行おうとしている。「災害を思い出せダムが要るぞ」とでも言いたいのであろうか。

※ 昭和51年台風17号は、小豆島上空に全線を停滞させ降り始めからの総雨量1400mm以上、最大日雨量は年間降水量の80%にも及んだ。これは小豆島全体で土石流被害により39名の命を奪うという結果をもたらした。（ダム建設の根拠とされる災害だが、ダム予定地流域には死者なし）

# 細川内ダム建設反対運動の

## 資料館建設計画について

2000年12月、国はついに「細川内ダム計画」を断念し、これを中止すると発表しました。木頭村民の30年に及ぶ反対運動が実を結んだわけです。

そこで、旧木頭村内（現、那賀町）に「細川内ダム建設」反対運動資料館を建て、ここに残された多くの資料（ダム対策同志会による反対運動の全記録、各省庁・県などへの反対陳情と抗議文や細川内ダム関連、木頭村資料、県資料、質問主意書から、ムシロ旗、メガホン等まで）を保存し、一般の方々に広く公開することに致しました。写真やポスターなども展示する予定です。

数年かけて、全国各地のダム反対闘争の資料も収集したいと思います。

資料館の隣には、約67年前に建てた山小屋を移動し、「おららの山小屋」と名づけ、山小屋の生活体験もしていただけるようにします。

資料館と「おららの山小屋」とともに06年8月の完成予定です。

この計画に関して、ご希望、ご意見、ご助言、ご感想などありましたら遠慮なくお寄せください。

### 細川内ダム建設反対運動資料館と「おららの山小屋」予定地

徳島県那賀郡那賀町 木頭折宇 上ミかげ16番地の1

（国道195号線より約130mぐらいのところ）

### 問合せ・連絡先

保存会代表 田村 好

〒771-6511 徳島県那賀郡那賀町木頭折宇 字棚ノ岡5-1

TEL&FAX:0884-69-2331 IP 050-8800-7425

豊橋の山本です。

## 豊川水系設楽ダム建設事業 環境影響評価準備書 縦覧始まる

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/04gijyut/kankyo/junbisyo01.html>

水あまりの地元では不要な新規ダム計画が、国の直轄事業で強引に推し進められよう

としています。河口域で暮らしてきた私にとっても、見過ごすことのできない問題で、回復傾向にある三河湾の再生を阻む最大の壁だと考えています。

1. まずはこんな計画が進んでいることを知ってもらうこと。

2. 欠陥だらけの準備書に対して意見を出してもらうこと。

大都会のハローページくらいある準備書ですが、お忙しい中お読みいただいて、一人でも多くの方のご意見が寄せされることを願っています。

アジアの浅瀬と干渴を守る会 山本茂雄 shigeo38@sirius.ocn.ne.jp



国土交通大臣 北側一雄 様

2006年5月25日

環境大臣 小池百合子 様  
国交省四国地方整備局 御中  
公明党 御中

## 愛媛県・肱川水系河川整備計画・山鳥坂ダムに関する公開質問状

古久保成三郎 公明党員

肱川漁業協同組合員

肱川・水と緑の会会員

愛媛県の山鳥坂ダムをめぐっては肱川漁協、長浜漁協も反対を表明、旧大洲市でも住民投票請求署名運動が起きた。有権者の53%の署名を集めたものの市議会は否決、署名を集めた受任者名簿を情報公開、裁判となつた。地裁、高裁は行政側が敗訴。最高裁判決を待つのみとなっている。また、山鳥坂ダム建設は、かつて公共事業中止勧告対象となり、唯一、生き残ったダム計画でもある。分水計画が中止され、山鳥坂ダムは治水ダムとして推進されることになった。驚くべきことは多目的ダム法の目的を失ったにもかかわらず、「洪水と環境を2つの目的として十分満たしている」として継続させた。多目的ダム法に環境目的はない。多目的ダム法を躊躇した学識者の責任は重大と言わなければならない。そして、国交省は河川法の河川整備計画に山鳥坂ダムを位置づけるべく肱川流域委員会を開いたが、新河川法の住民参加を無視するものであった。これに抗議した市民を公務執行妨害罪・傷害罪で告発。瘦身の市民が上に頑健な職員が下という不可解な光景であった。翌日、告発した側の事務所長が更迭された。肱川流域委員会では、水質汚濁防止法が問う生物の生存範囲を示す指標である水素イオン濃度は説明も論議も無視されたことである。肱川流域委員会は、わずか4回の委員会開催だけで肱川水系河川整備計画は策定された。肱川水系河川整備計画は、行政の住民無視、法律無視により継続されているものである。そして、今日、環境影響評価においても、方法書・準備書・評価書の手続きを踏むことを義務づけられているが、手続き無視、地質項目無視のまま、実施されているものである。住民意見、知事意見を作成した愛媛県環境影響評価審査会においても、地質委員の不在、地質資料の非公開が指摘されている。また、第4回環境検討委員会では、方法書に関する委員審議も事務局は先送り、委員の疑問にもかかわらず、次の段階の準備書の説明に入り、方法書の欠陥を葬り去り、方法書案修正もなく、次の準備書作成を急いでいるのである。これは、国際的通念となっている環境影響評価を国交省が軽視、愚弄しているものである。特に、山鳥坂ダム建設予定地である肱川支流の河辺川は地滑り地帯であり、戦後最も早く砂防ダムが作られた地であり、今でも河辺川下流は土砂が堆積、毎年除去が行われている。これは、山鳥坂ダムが第二の富郷ダム、第二の大滝ダムになることを意味するものである。

### 【環境影響評価の方法書審議先送りと地質項目無視】

① 他の環境影響評価では、方法書案について住民意見・知事意見を踏まえて修正し、委員が審議、方法書を策定した上で、委員会が準備書の作成にゴーサインを送っている。ところが、山鳥坂ダム環境検討委員会は、意見書を踏まえた委員の審議を国交省事務局が先送り、準備書の説明を行った。方法書の欠陥がそのまま持ち越され、準備書は方法書の欠陥を隠蔽することになる。正当な環境影響評価ではなく、回答を求める。

② 住民意見では、委員に地質の専門家がないことを指摘している。知事意見では、地滑り地域の存在を指摘、環境影響評価項目として「土地の安定性」を追加、ボーリング調査結果・土壤図・地形分類図および表層地質図作成を準備書に求めている。ところが、第4回委員会では早くも準備書の説明に入り、そこに地質項目はない。ダム建設における地質無視は環境影響評価法の精神に背き、法的に無効であり、回答を求める。

③ ダム建設における地質調査検討の無視は、ダム建設計画に重大な過誤をもたらす。富郷ダムは地崩れで

建設費は3倍、水の使用料が跳ね上がり、使用料を県税で補填した。大滝ダムは市民の地質調査の結果にもかかわらず、ダム建設を強行、地崩れによる建設費増大の負担を自治体住民に求めたのである。ダム建設が民間プロジェクトであれば、地質調査を無視すれば特別背任罪に問われる。誰が責任をとるか、回答されたい。

## 2 【ダムの治水効果とただし書き操作のリスクの軽減】

④ 鹿野川ダムは、完成時、大洲地点で最大洪水500トンに対し70センチ水位を下げるとしていた。肱川水系河川整備計画は、その後完成した野村ダムと、山鳥坂ダム建設、鹿野川ダム改造の3ダムで70センチ水位を下げるとしている。山鳥坂ダムは、発電のために鹿野川ダムに流れ込んでいた河辺川の水を分岐したものであり、流域面積は同じであり、水位低減効果は全体では同じ70センチとしていることである。これでは、山鳥坂ダムの水位低減効果はほとんどないということを当局自身が認めているに等しい。せいぜい10~20センチにすぎない。建設に値するダムか、回答を求める。

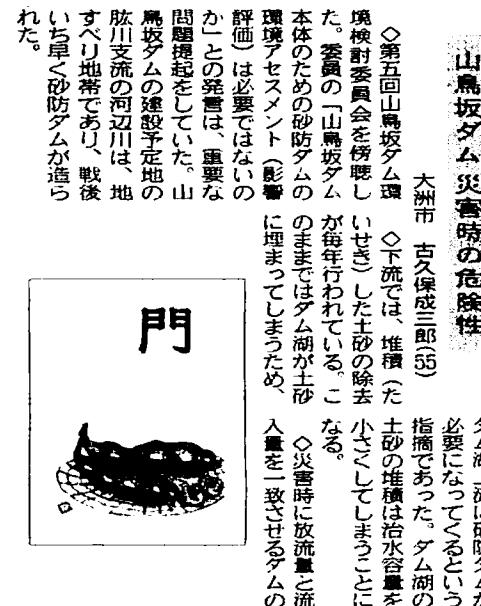
⑤ 一昨年の台風16号、昨年の台風14号は、鹿野川ダムは、洪水調節機能を失い、実際には流入量を超える放流量となり、急激な水位の上昇は下流に大きな被害を与えた。いわゆる「ただし書き操作」といわれ「ただし書き操作」はダム下流に被害をもたらす。無堤防地区の堤防完成まで、今ただちにできることとして操作規則による対策しかない。鹿野川ダムの操作規則は、以前の操作規則、現在の操作規則、国土問題研究会が提案した操作規則がある。「ただし書き操作」による被害のリスクを軽減しうる操作規則はどれか、シミュレーションを行いリスクの少ないのはどの操作規則か、回答されたい。

⑥ 昨年の台風14号は、発生時アメリカに被害をもたらしたハリケーン・カトリーナなみの台風であったことは重要であり、「ただし書き操作」が多発することを予測させる。山鳥坂ダムには、ダム直下に肱川町商店街がある。山鳥坂ダムの「ただし書き操作」は、商店街に壊滅的打撃を与える。ダム直下の商店街の治水対策を回答されたい。

## 3 【肱川水系の河床掘削無視と不要な山鳥坂ダム建設】

⑦ 肱川水系河川整備計画では、肱川の河床掘削を最初から否定していることである。ところが、他の河川改修事業では、例えば姫路河川国道事務所による加古川の河床掘削は60センチ増水位を下げ、中部地方整備局と愛知県による庄内川は河川水位を70センチ低下させ、九州地方整備局長崎河川国道事務所は本明川を43センチの効果としている。一概に比較できないにしても容易に山鳥坂ダムの10~20センチを超えるものである。他の河川整備計画と同じように計算されるべきであり、回答されたい。

⑧ 一昨年の台風16号は3200トンとされるが、昭和45年の3200トンの洪水より大洲地点で1.35m水位が高く、長浜河口は昭和18、20年の5000トンでも浸水しなかつたにもかかわらず、一昨年の320



ダム湖上流に砂防ダムが  
必要にならざるという  
指摘であった。ダム湖の  
土砂の堆積は治水容量を  
小さくしてしまうことに  
なる。  
△災害時に放流量と流  
入量を一致させるダムの  
開設問題を提起していた。山  
鳥坂ダムの建設予定地の  
環境アセスメント(影響  
評価)は必要ではないの  
か」との発言は、重要な  
問題提起をしていた。山  
鳥坂ダムの建設予定地の  
肱川支流の河辺川は、地  
すべり地帯であり、戦後  
いち早く砂防ダムが造ら  
れた。

「ただし書き操作」は、  
「ただし書き操作」は、  
のだろう。山鳥坂ダムは、  
下流に大きな被害をもたらす。  
下流に大きな被害をもたらす。  
効果のないダムであるばかりではなく、危険なダムである。  
山鳥坂ダムの「ただし書き操作」がダム直下の商店街に大きな被害をもたらす。この問題が提起されたのである。  
(自営業)

家 妻 孫 妻

2006年(平成18年)6月12日 月曜日

0トンで浸水していることである。もはや、住民の被害を招くものとなっている。一昨年の3200トンとされる台風16号被害は、河床掘削否定を告発するものであった。河川の流下能力の向上は、他の河川整備計画では築堤と一体であるが、肱川水系はいびつな計画であり、説明を求める。

#### 4 【日本最古の可動橋嵩上げと肱南地区の導水管事業】

⑨ 肱川水系河川整備計画には、河口の長浜大橋（開閉橋）の嵩上げが計画されている。

河口の土砂の除去は、「いくら言ってもやらない」。昭和18、20年の5000トンでも浸水しなかった長浜河口の浸水を事実化するためなのか。誰が取り壊しに合意したのか。文化財は取り壊せば、文化財ではなくなる。誰の合意なのか。回答されたい。

⑩ 同じく肱川水系河川整備計画には、全国の水と緑のネットワーク事業とは異なり、ほとんどが導水管工事であり、見える水路や池はごく一部である。中止された中予分水の導水管工事と事業の形態が酷似、費用対効果はまったくなく、回答を求める。

#### 5 【山鳥坂ダムの費用対効果と国際漕艇場の経済効果】

⑪ 山鳥坂ダム建設の費用対効果は、既設2ダム800トン、鹿野川ダム再開発200トン、山鳥坂ダム300トン、合計1300トン、山鳥坂ダム建設事業費を510億円として計算、しかし、肱川水系河川整備計画は、3ダムで1100トンの効果としている。山鳥坂ダムの費用対効果の根拠はなく、費用対効果の数値の回答をされたい。

⑫ 鹿野川湖漕艇場は、横風を受けないことと7キロのコース+トレーニングエリアを持つ全国にも他にならない国際漕艇場の好条件を有している。かつて国際公認コース実現寸前までいった。しかし、現在はブラックバス釣り船との衝突の危険に全国から誰も来ない。黒瀬ダムは釣り船を厳しく規制。漕艇場の釣り船禁止の規制の回答を求める。

⑬ 費用対効果のない山鳥坂ダム建設か、全国、世界から合宿に訪れる国際漕艇場か。小田川の渓流から一大カヌーコースを。眞の河川整備を求める。それとも、山鳥坂ダム、フィナンシャル・タイムズが世界に報道した政治高速道路、文化財破壊の開閉橋嵩上げを権力の紋章として遺すのか。郷土の恥辱であり、国辱であり、回答されたい。

以上、5項目13問について全閣僚、全政党、全地方整備局に送付することを付言する。ダム建設は利権事業と言われる。ある講演会で、元ゼネコン幹部は天井を見上げ、「ダムはゼネコンに4割残る」と言った。1000億円であれば400億円残るのだ。

また、政治家の成功報酬として、関東弁護士会シンポジウム報告は、「1965年以来、鉄道、道路、ダムなど、3%支払われることがシステムとなった」（取意）。ダム建設費が1000億円であれば30億円であり、複数の政治家に配分されることもある。ちなみに暴力団には0.3%といわれる。しかして、官にはどのような配分があるのか。

山鳥坂ダムは、世界のフィナンシャル・タイムズが現地取材、世界に報道した。しかし、日本の新聞は世界に報道されたフィナンシャル・タイムズの取材記事を紹介しなかった。『日本の政治高速道路』と題していた。小見出しは「公共事業における政治家と建設業の癒着について」「このダムは詐欺的計画と呼ばれている」というものであった。

記事は、愛媛県大洲市を走る高速道路は、『政治高速道路』と呼ばれ、「そんな場面は、公共事業における政治家と建設業癒着の日本がありふれた光景である。小泉純一郎首相が、補助金行政とムダな政府支出を改革すると明言したにもかかわらず、少なくとも大洲市では古い手法が続いているのである」と小泉改革にダム問題を投げ

かけていた。

行政の受任者名簿の情報公開についても「脅迫的な手段」と指摘している。裁判では、地裁、高裁では「プライバシーを侵害し、萎縮効果をもたらした」として行政側が敗訴、最高裁判決を待つばかりである。このような脅迫的手法に、第1回肱川流域委員会の公務執行妨害罪・傷害罪告発事件がある。加療2日として傷害罪で告発した。暴力団に優る。このような脅迫的手法は反対派市民だけでなく、堤防はダム建設・改造と3点セットだとして強調、流域自治体やダム推進派に深く浸透している考え方となっている。

山鳥坂ダム建設は、極めて違法性の高いものである。多目的ダム法違反、河川法違反、環境影響評価法違反の疑いを指摘できる。それを遂行してきたのが、事業評価監視委員会、流域委員会、環境検討委員会であった。旧国立大学河川工学教授が委員であり続けている。肱川流域委員会の新河川法無視の住民参加の拒否について、日弁連は意見書を公表した。政治家と建設業の繋着だけではなく、委員会は産官学複合体の典型であった。

ところで、鹿野川ダム湖は、鹿野川湖漕艇場として高校総体が3回行われた。しかし、現在ブラックバス釣り船の乗り入れによる衝突の危険性から全国の漕艇関係者が忌避する状況となっている。かつて鹿野川湖は、横風を受けないこと、広いトレーニングエリアを有することから建設省も認める国際漕艇場の計画があった。一昨年、長良川で世界大会が開かれたが、世界記録取り消しとなった。国際漕艇場は、自然条件に厳しく制約される。山を削ることはできても、山や湖を造ることはできない。全国にも他にない。鹿野川湖の自然条件と環境整備は、アジア初の国際漕艇場が可能であることを訴えたい。

質問項目に対する回答を求めるものです。6月末、下記ファックスまで。

FAX 0893-23-3074

06.04.01	専月	一	豪斤	局別	2
三重県の長良川河口堰建設について、負担金を県が一般会計から支出するのは違法だとして、同県桑名市議ら住民6人が知事らを相手に約190億円の支出の差し止めなどを求めた訴訟で、最高裁判所(鴨井繁男第一小法廷)は31日、「民事訴訟の上告理由に当たらぬ」として、住民側の上告を棄却する決定をした。住民側の敗訴が確定した。73年の漁業者の提訴以来、断続的に続いてきた河口堰建設に対する住民の訴訟はこれですべて終わったことになる。今回の訴訟は、県が工業用水事業に活用する名目で支出を決めたのに对して、住民側は工業用水の需要はなく、支出は違	三重県の長良川河口堰建設について、負担金を県が一般会計から支出するのは違法だとして、同県桑名市議ら住民6人が知事らを相手に約190億円の支出の差し止めなどを求めた訴訟で、最高裁判所(鴨井繁男第一小法廷)は31日、「民事訴訟の上告理由に当たらぬ」として、住民側の上告を棄却する決定をした。住民側の敗訴が確定した。73年の漁業者の提訴以来、断続的に続いてきた河口堰建設に対する住民の訴訟はこれですべて終わったことになる。今回の訴訟は、県が工業用水事業に活用する名目で支出を決めたのに对して、住民側は工業用水の需要はなく、支出は違	法」と主張。県は「企業誘致などで需要は増え」と反論した。03年10月の津地裁判決、05年4月の名古屋高裁判決は「事業化の可能性がない」とはいえない」とし、住民の主張を受けた。原告の大槻憲・桑名市議は「計画は破綻し、多大な税金が使われている」ことを指摘。成田正人市議は「公共事業のあり方を問い合わせた」と運動の意義を強調した。三重県は野呂昭彦知事名で「玉器が認められ、妥当な決定」とのコメントを発表した。県企業庁は「新たにダムを造ることは事实上不可能。水源確保は、企業誘致の利点だ」としている。	最高裁 建設費差し止め棄却	長良川河口堰	

しかし、東電測水所の流量記録には、「一・五<sup>キロメートル</sup><sub>以下</sub>」とある。この二つは、測定場所が異なることによるもので、支流が流れ込むことで、観測の誤差を考慮して、上流の流量が下流より多くなることは川が逆流しな

現在手綱きが行われてし  
る東京電力湯沢発電所の水  
利権更新では、潤津川の減  
水区間住民から国土交通省  
に、基礎流量データのねつ  
造疑義調査申し入れが提出さ  
れていたが、信濃川河川事  
務所は東電の説明を受けて  
「申請に不自然な点はない」  
と上申した。

## 私の 視点

藤ノ木 信子(48)・  
（ふるさとの清津川を）  
十日町市

二で逆転を認めた事例を少  
なくない。

5/30 飲料水取水困らぬ河川管理を  
塚野 正治 63 無職し、発電所の放流量の増加  
(新潟市) を求めていた。私は投書意見は渋水で途中で  
本欄の「取水権に事欠く見を支持するが、国交省は  
清津川下流」を元国交省の意図的に電力会社のデータ  
河川担当者として関心をもを信頼したのではなく、業  
つて読んだ。投書は東京電務の合理化と技術低下で指  
力の虚偽報告を見抜けない事業は雨量など基礎的な  
国交省の審査能力を批判がないのだと思う。  
水文調査が軽視されてい

5/30 飲料水取水困らぬ河川管理を

**投書意見は濁水で途中で  
流出入施設がなければ上流**

↑ 反論か? エールか? 国交省CBが反応してくれました。

つて、他の利水者が重大な損失を負ったという事実はない」(河川局河川環境課三橋さゆり企画専門官)からだという。

「許可条件の違反であることは事実ですけれども、一件、一件、程度に応じて指導の仕方は変わる。本当は軽重があつちやいけないのかもしれません、日本の社会でございますので、社会に与える影響を考慮いたしますと、現場での個別指導というのを考えています」と金子補佐。

東電の法令違反が公になると大騒ぎになるから、目をつむるとしか聞こえない。水利権許可は馴れ合いの中で行なわれているのだ。

本来なら、法令違反に厳重な処分を与え、他の発電所で類似の見落しがないか、全国調査をすべき事態である。国交省は毎年、全国で二〇〇件という膨大な水利権審査を行なう。「疑念」を残せば、水利権許可行政が搖らぐ。この川で「重大な損失」がなかったとしても、それが他の川でもないことの証明にはならない。

## 通行止めなのに データは存在

測定法が違っていたのに気づかず受理し続けたのは経済産業省も同様だ。東電は水力発電事業者として経産大臣に、信濃川水系に指定された九地点の流量を報告していたが、そのデータのうち二地点(清津第一測

水所と第二測水所)が国交省にも有効利用されるという関係がある。そのため、電気事業法と河川法の法令違反はセットである。

問題は、違反を是正させたのは発覚した〇四年データからで、水利権更新の審査の基準期間である九一年から〇一年までの「〇年分のデータは、国交省も経産省も出しなおしをさせていないことだ。現在、国交省は法令違反をしたデータをもとに水利権審査を進めているのだ」。

しかも、この間違った測定法に使われた数値が捏造だとするのが山本元村長や藤ノ木さんたち「清津川流域問題懇談会」の主張だ。

この訴えについて、資源エネルギー



国土交通省が「県道からすぐ横」と言う清津第一測水所。4メートルの雪に埋まり、頭だけ出している「もし、このまま水利権が更新されるようなことがあれば、私たちは黙ってはいられない」と藤ノ木さんは語る。(写真撮影・筆者)

一序の電力基盤整備課田所課長補佐

は、「調査しているので答えられない」

が「程度によっては内部で相談して対応する」。東電は「われわれとしては、冬場も調査をしてござりますので、冬場も調査をしてござります」と判断しているが、社内再確認

してあるところ(久保副長)という。

工務局も東電も、本気で調査をするなら、この時期に行けば、地元住民が「捏造だ」という理由がすぐわかる。九地点の一つ「清水小屋測水所」は「豪雪のため二月から四月まで例年通行止め」(木島平村観光協会)。他八地点も同様に冬場は行きたくとも行けないとある。

「測定した」というのは、地元住民

なら見抜けるウソだ。

ところが、東電が工務局に提出した「水位流量年表」を見ると、測定が不可能なはずの一月から四月に定した数値が法律に記載されている。

「捏造」だと言われる所以だ。

国交省は「九地点のうちうちが関係するのはこの二点(第二測水所、第二測水所)。県道がすぐ横まで来るなら、この時期に行けば、地元住民が「捏造だ」という理由がすぐわかる。

工務局も東電も、本気で調査をするなら、この時期に行けば、地元住民が「捏造だ」という理由がすぐわかる。

九地点の一つ「清水小屋測水所」は「豪雪のため二月から四月まで例年通行止め」(木島平村観光協会)。他八地点も同様に冬場は行きなくとも行けないとある。

「測定した」というのは、地元住民

ここでいうデータは冬季に月四回(九四年)観測したことになつていい。しかし、地元住民の生活道で、そんな作業をやれば雪の上に残るはずの跡を誰も見たことがない。

虚偽報告や法令違反は、電気事業法では三〇万円以下の罰金、河川管理者は水利用者に与えた許可を取り消す権限がある。経産省も国交省も責任の所在をうやむやにすれば、構造計算書を見抜けなかつた行政手続の杜撰さをさらに印象付けることになる。信頼を回復するために何をすればいいかは明らかではないが。

## 新潟・清津川の水利権をめぐり

# 法令違反の東京電力に 国交省は許可を与えるのか

昨年末に期限切れとなつた東京電力の水利権をめぐつて、地元・新潟県旧中里村の人々が調べたところ、東電が法令違反を続け、国土交通省もそのことに気づきながら何ら措置を講じていなかつたことがわかつた。

まさのあつこ

東京電力の湯沢発電所（新潟県）

が信濃川支流の清津川から取る水の  
権利（水利権）は、昨年末に期限が  
切れている。

取水地点直下の旧中里村の議会  
(昨年四月に上日附市に合併)が、三  
回目の水利権更新時期を見越して  
「東京電力清津川取水発電事業に係  
る水利権更新を認めない決議」(二  
〇二年七月)を採択したことが始ま  
りだ。現在は国土交通省が水利権更  
新の審査中で、暫定的に取水させて  
もらつてゐるに過ぎない。

その背景を「湯沢発電所ができた  
のは大正二年。以後八〇年、清津  
川の水は発電のために全量を取水さ  
れ、隣の魚野川に流されてきた」と  
語るのは旧中里村の村長、山本茂穂  
氏だ。村内を流れる清津川には水が  
一滴も流れないと期間が平均で年間五  
ヵ月、最大で八ヵ月間あつた。清津  
川に水を取り戻すことは、地域の悲

願だ。

その悲願を受ける形で昨年七月に  
新潟県が設置したのが「清津川・魚  
野川流域水環境検討協議会」のはず  
だつた。山本元村長も参加している  
が「あまりうまくいっていない」と  
言う。同協議会の役割が、水利権更  
新を前提に、東電が出してきた「取  
水制限流量」の案を話し合う場に  
すりかえられてしまつたからだ。

「取水制限流量」とは河川維持流量  
とも言い、八八年に建設省（当時）  
通達で、発電事業者に対し、水利権  
更新を機に、川が自らの機能を維持  
できる水を確保せよとした放流量だ。  
後に河川法改正で環境保全がその目  
的につながつたが、それを先取りした  
通達である。

東京電力用地部水利・尾瀬グループ  
の久保正広副長は、捏造に関して  
は、「現在、調査中です」と口を閉ざ  
したが、その調査を持たずて明らか  
にしたデータを検証して、この違反  
を指摘するまで気づかず、不正なデ  
ータを延々と受理していた。金子補  
佐は「審査では最大取水量を越えた  
取水をしていないか、権利が遊休化  
していないかという視点から見る。  
(日Q法とPQ法では) 横差な差が  
現れないのにわからなかつた」と理  
由を説明する。

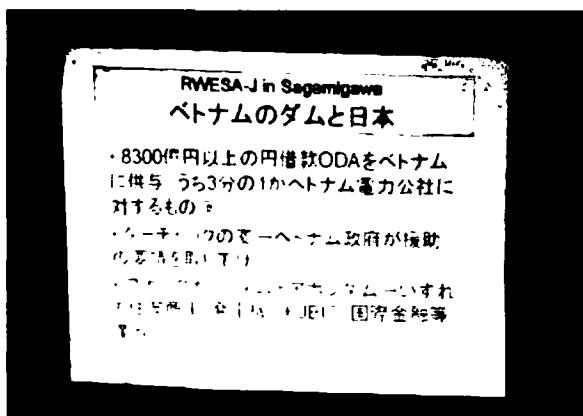
「その政策転換は良かつた。問題は  
その運用です」と憤るのは清津川流  
水問題懇談会（会長、山本茂穂氏）  
の藤ノ木信子さんだ。藤ノ木さんは

局の岩田寿敏水政調整官によれば、  
八四年に北陸地方建設局長（当事）  
が東京電力宛に通知した「水利使用  
規則」九条で指定する水位で測定す  
る方法（HQ法）でなければならな  
い。ところが、実際には「発電量か  
ら取水量を換算する手法（PQ法）  
で來ていた」というのである。



5月27日、28日相模川の河原でシンポジウムを開催した。RWESAはアジア各国で河川開発・ダム問題に取り組むNGOのネットワークなので、日ごろは真面目な活動ばかり。たまにはキャンプで遊ぼう、という初めての試み。参加者は、メコンウォッチ関係が4名、JACSES関係が6名、国内の水源連・吉野川/川辺川東京の会・相模川関係から9名、みどりのテーブルから1名、短時間参加が数名で、結構な人数が集まった。(国際環境NGO・FoE-Japanはパリの国際会議出席のため残念。)

土曜日は一日中雨だったため、大き目のタープを何枚も設置し、まつたりとした雰囲気で夕食の準備。メインディッシュは、川辺川の川漁師・橋本さんから送っていただいた大きなアユ。大きなアユを杉の丸太の焚き火でじっくりと焼き枯らしながら、メコンウォッチ提供のラオス料理やJACSES関係者による串焼きなどが次々にテーブルにのり、ご馳走が満載だった。



タープの下で焚き火を囲み、夜8時頃からプロジェクターによるプレゼンテーションが始まった。

水源連の山中氏からはRWESAカンボジア総会報告、JACSESの藤沼氏からは、インドにおけるダム開発による住民被害、メコンウォッチの松本氏からはベトナムのダム開発と日本

のODAや日本の官利融資、相模川キャンプインシンポジウムの氏家からは宮ヶ瀬ダム・相模大堰問題がスライドによつ

て紹介された。その後のパネルディスカッションのなかで、川辺川ダム問題・吉野川可動堰問題が東京の会の渡辺氏からくわしく報告された。

シトシト降る雨の夜、焚き火を囲む参加者は自然に小さくまとまり、一体感のあるシンポジウムとなった。

日曜日は天気予報どおり雨が上がり、日が差した。参加者はカヌーに分乗し、入れ替わりながら相模川中流域のフィールドトリップを楽しみ、午後3時過ぎに、次の川遊びを約束して解散した。



河原で開催されていたイベント、長良川Dayや相模川キャンプインシンポジウムが開催されなくなった現在、野外でのイベントが限られている。今後も、機会があればフィールドに飛び出して楽しみながら、支援者の輪を広げてゆきたい。

(報告文：氏家雅仁、写真：宮下敬一郎)

# 球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会傍聴記

私の学生時代、研究室の教授が我々に科学するものとしての心得をよく言われた。それは、「真に科学する態度で議論し、出された結論は素人にとってもよく理解できるものだ」という言葉であった。

過去3回の委員会を通して、素人の我々にはさっぱり理解どころかしつこくくるものもない。確かに一回目は「オオー！」と期待したものの、二回目で「何だこりや？」になり、三回目では「ふざけんな！」が本音。理解どころの話ではない。

何故だろう。先ず第一に議論があまりにレベルが低すぎることである。

原因のその一。国交省の説明が手前勝手すぎる。

第一回の委員会で驚いたのは、あれほどどこだわってきた単位図法による流出計算をがらりと変えて貯留閾数法にしてしまい、あたかもこれが国交省としての年来的方式であったと言わんばかりの説明をしていることである。これに加え、観測点の変更、降雨継続時間を48時間から12時間として、なおかつ、人吉での基本高水流量を毎秒7,000トンとしていること。熊本における9回にもおよぶ住民討論集会で、国交省が主張の正当性を強調してきたことはいったい何であったのか。県民を無視しているとしかいえない気がする。また、委員も委員で、「住民討論集会を追体験したい」など結構なお言葉をのたもうていながら、熊本での説明との違いの明確な説明を求めようとした人は一人もいなかった不思議。委員長にここを質してみたいものだ。

第二回の委員会に於いて、森林水文学に少しでも興味を持つ人なら常識中の常識であるはずの「ホートン型地表流」なる言葉をどなたも適格には説明できなかつた専門家の不思議。後でそれぞれの委員の肩書きを見たら、森林水文学の専門家は誰もいなかつたことが分かり、へんな納得をしたものだった。

しかし、基本高水流量に影響を持つと思われる分野の専門家が一人もいないで専門分野の議論をする学者と称する人々の議論の不思議。救いようのない厚顔さと言って済まされることであろうか。

「森林水文学上、定説となるためには時間とデータの積み重ねが必要である」と小委員会の議論で述べながら、熊本において行われた共同検証の結果の国交省の報告をとて、地表流が降雨量の1%にしか相当しないとの説を是として取り入れようとしているのは何故なのか、共同検証の主目的はホートン型地表流の存在を確認することであり、人工林と自然林での状況を観察することであり、流量はそのついでに見ることになったのである。

2004年の台風時の観測結果は住民側が述べていた通り、人工林においても自然林においても地表流の存在は確認された。しかしその流量値は人工林の値は自然林の値の6.5倍の値を示していた。それを国交省は相対的比較をしていた各値を降雨量に対する絶対比に替えて1%なる値を一方的に公表したもので、今回小委員会に於いても1%説を双方（国交省と住民側）合意の上の発表のように説明している。この測定は15m×15m位の面積で、しかもたった一度の測定結果である。2005年の台風時、人吉上流では平均446mmの大雨で人吉市内の球磨川ではそれでも毎秒4,300トンの川水が余裕を持って流れた。この年もその前の年と同じ場所で観測が行われた。そのデータを見て異常に気がつき、現地調査の結果、人工林での地表流測定器のフィルターが詰まっており、それに加えて、フィルター部から漏れた水が下の観測オケに流れ込む部分がビニールシートとテープで遮断しており、外にあふれた水がトイを逆流したと見られる形跡が発見され、また、自然林の器具にはフィルターが取り付けてなかつた事実も見つかり、住民側は「2004年のデータについても疑問の余地あり」として測定のやり直しを要求した。しかし、一方的に共同検証の打切りを国交省が宣言した。このような経緯があるにもかかわらず、この1%説があたかも定説であるかがごとき扱いが小委員会では行われている。

住民側からは地表流量の川の流量に与える影響については流れ込む迄のメカニズムを十分に検討すること、また、測定地が斜面上部であること、地表流量の変化は雨量に対してリニアではないこと、をあげ、1%については極めて非科学的であることを述べ、専門家会議においてこれを非難し、合意は

していないことを申し述べておく。にもかかわらず、1%説がまたここに現れてくることに何か作為的なものを感じるのは下司の勘織りであろうか。このような小委員会にあって、熊本県知事のダム賛成・反対住民を含め、県民の理解をうるため正常な会議のあり方、および、眞の実情を訴えようとする努力がいかにもさわやかに感じられた。

第三回の委員会に於いて、まず住民側（ダム反対）から出されていた意見書や要望書とそれにともなう資料が多数に昇ったとはいえ、議論の中に反映されているとはまったく思えなかった。この日の委員の出席者数は 22 人中 13 人。興味あることは第二回迄に地元重視や国交省説明に疑問を呈した委員が全てこの欠席者の中に入っていることである。

先ずこの会議で感じたことは各委員が現地ではなく現場を知らないというより知ろうとしていることである。虫明氏はホートン型地表流は林地が花崗岩地帯のマサ土のような裸地化した檜林などで見られることのある特殊な現象であって、球磨川流域には見られない、だから浸透能測定や地表流の再検証はやる必要がないとまで言及している。果たしてそうだろうか。我々が実際、五家荘、五木の山に入って調査をした結果、特に人工林では至る所で頻繁に地表流が発生している。また、その痕跡も簡単に見ることができる。また、各山の斜面の林相のあり方によって、地表流の出かたが大幅に変わることも分かつてきた。なのに地表流は特別で浸透能は調査しないでよいのか。

岡本氏、小池氏は土壤が形成されるのに 100 年オーダーが必要であり、40 年そこらでは変わらないと明言されたが、では植林後まったく手入れされていない 20 年から 30 年の杉林・檜林、伐採後 30 年放置された自然林、伐採後 1 年から 2 年の斜面、これがどれも殆ど変わらないものと言われるのか。雨の降る日に行ってみたら、見事にその違いがあることが分かるはずである。我々はその様な所で数多くの浸透能の調査を行った。調査方法にクレームがつくと思うが、結果の比較はできる。それぞれに値の比が 5 倍～7 倍あることを確認しているのだが、A—B—C 棚までの形成は 100 年かかるとしても、川の流量に關係する土壤の形成は確かに数年の単位で起こっているものと私は感じている。専門家（？）である岡本さん、小池さん、素人の私に理解させてくれませんか。

この第三回の会議で注目されたのは、中川氏による、「ポイントを柳瀬にしてタンクモデルと貯留閑数法の値を比較してみたら」という発言と、それに続く「貯留閑数法の中には保水力のパラメターはダイレクトには反映されていないのでは」という発言。すぐに委員長が「反映されている」と打ち消していたが、作られた台本にはなかった不規則発言ではなかったのか。

全体的には虫明氏の「異常洪水には保水力の効果は認められない」との発言で代表されるが、では果たして〇なのか。また、異常洪水とはどのような洪水なのか、流量と時間軸との関係は、などまったく触れないまま、また、異常洪水を引き起こすといわれた（国交省が）48 時間 440 mm の降雨で人吉地点で毎秒 7,000 トンの洪水が起きるとの説明に対し 2005 年 446 mm（平均）の降雨に対し人吉では毎秒 4,300 トン、2004 年では 484 mm でやはり毎秒 4,300 トンだった事実はどう説明するのか、県民への説明を果たして欲しい。

この第三回の会議の中で、熊本県知事の発言が素人発言の最たるものと言える。「定量的に示されなければそれは考えなくても良いのか？」この発言に答えられなければ専門家とは言えず、また、専門家の会議としての価値が無いのではないか。会議の最後に委員長は、保水力に対する工学と理学の考え方の違いについて、「このような論争は神学論争になる」として森林の保水力の論争に終止符を打ったが、住民集会でも、ある学者が言っていたように、「安全工学上、最も危険なときに合わせる」＝国交省案を鵜呑みにする的発想 で行くつもりなのか。

眞の専門家の眞の検討を住民は期待しているのだが。

最後にこんな言葉がある。「雨降りと知ったかぶりは人に嫌われる」

中島 康 （子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表）

**穴があってもダムはダム！**

**年間3万人アユ釣りに訪れる、 松原アユの里、清流小国川の危機。**

## **東北、山形の天然河川 清流最上小国川を守ろう！**

最上小国川の真の治水を考える会

[www.ogunigawa.org](http://www.ogunigawa.org)

6月24日。最上川の支流。小国川ダムの公聴会がおこなわれた。内容は以下のようなものだ。  
最上小国川治水事業 県が計画案を報告……山形新聞6月25日付け 以下引用……

洪水で最上町赤倉温泉に度々被害を与えていた最上小国川の治水対策事業を検討している県は、穴あきダムを建設とした最上・舟形両町民約百人が参加。県は治水対策として、穴あきダムと河道整備を行うとの案を示した。穴あきダムは赤倉温泉から約2キロ上流に設置。高さ46メートル、幅126メートルで常に水が流れるように直径2.5メートルの穴を下部中央に一つ設ける。河道整備は同町赤倉一瀬見地区間の14キロで築堤などを行う。住民からは「安全に暮らせるよう早急にダムを造ってほしい」との要望が相次いだ。一方でアユへの影響などを理由に反対の立場をとる小国川漁協（舟形町）側は「生態系に影響があるようなことはしてほしくない。ダムでなくても治水はできる」などと計画の見直しを求める。県は整備計画について、有識者らの意見を聴く「最上川水系流域委員会最上地区小委員会」を今年1月から6回にわたり開催。委員会側は「穴あきダム案によるほかない」との意見を集約。これをふまえて県が計画案を作成した。住民の意見を取り入れ、八月に流域委員会へ提出。年内に計画をまとめたいとしている。  
→山形県では7月7日まで意見聴取中 [kasen@pref.yamagata.jp](mailto:kasen@pref.yamagata.jp)……

### **「まずダムありき。漁協ぬきで進められた！？ 不当な流域委員会」**

今年1月から開かれた流域委員会では、委員10人の内、ダムによらない治水を唱えたのは小国川漁協組合長の沼沢さんだけ。そして「ダムありき」の議論にはかかわりたくない」と沼沢さんは委員会を3回で離脱した。「小国川の真の治水を考える会」では、不当な委員会の改善を求める意見書を提出するも、改善されず結局漁協ぬきで委員会をすすめ、「穴あきダム」案をまとめてきた。この川は山形県、東北に残る中流河川で唯一ダムのない川。天然遡上の鮎が有名で、年間8回もの鮎釣りトーナメントがおこなわれる銘河川。「ダム案は130億、川道改修案、バイパス案は160億」「ダム上流の森林を37ha伐採する」など、疑問点も多く、なにより漁協ぬきで進められた流域委員会などという手抜きは、許せない。穴あきダムを止めたい！ぜひご意見を！現在署名活動中。カヌーデモ、「鮎を食べる会」なども計画中。詳しくはHPをご覧ください。

事務局：山形県鶴岡市道田町21-29 コモンズ内 草島進一

TEL/Fax 0235-28-3338